

JAPAN ICOMOS / INFORMATION

INTERNATIONAL COUNCIL ON MONUMENTS AND SITES
JAPANESE NATIONAL COMMITTEE 日本イコモス国内委員会

9期 — 1号



2013.3.11

目次◆CONTENTS

はじめに／西村幸夫 01

From the President／Yukio NISHIMURA

2012年次第4回拡大理事会報告(12/15)／山田幸正 02

The Executive Board Meeting, 15 December 2012／Yukimasa YAMADA

日本イコモス国内委員会2012年次総会記録(12/15)／山田幸正 07

2012 General Assembly of Japan ICOMOS NC, 15 December 2012／Yukimasa YAMADA

木の委員会(IIWC)グアダハラ・メキシコ会議報告／渡邊保弘 24

Report of the International Wood Committee (IIWC)／Yasuhiro WATANABE

CIAV2012アル・アイン会議報告／山田幸正 27

Report of the ISC of Vernacular Architecture (CIAV)／Yukimasa YAMADA

第12小委員会「技術遺産」活動報告／伊東 孝 28

Report of the 12th Subcommittee of Japan ICOMOS／Takashi ITO

第15回TICCIHコンGRES(台北・2012)報告／王 新衡 30

Report on the 15th International TICCIH Congress in Taiwan／Wang Sin-Heng

青森市小牧野遺跡の保護に関する条例について一遺跡と緩衝地帯の一体的保護／崎谷康文 31

Establishment of an Ordinance for Protection of Komakino Ruins, Aomori City／
Yasufumi SAKITANI

武力紛争の際の文化財の保護に関する条約(1954年ハーグ条約)政府間委員会報告／藤岡麻理子 33

Report on Meetings of the Committee for the Protection of Cultural Property in the Event of
Armed Conflict／Mariko FUJIOKA

インタビュー:ICOMOS国際専門家往来 9. ウィレム・ウィレムス氏／山内奈美子 37

Interview: Dr. Willem Willems／Namiko YAMAUCHI

事務局日誌 Diary 38

はじめに

西村幸夫



前野まさる 画

前回は、2012年11月に北京で開かれた諮問委員会の話題を紹介しましたが、その時の別の話題をもう1件。旧知の Tamas Fejerdy ハンガリー・イコモス会長(元国際イコモス副会長)からいただいた小さな白い冊子の話です。Fejerdy氏によると、ハンガリー・イコモスは以前から建物の修復の優秀事例を表彰するイコモス賞というものを運営しているということで、いただいた冊子は2006年から2011年までに修復に関するイコモス賞を授与された合計17プロジェクトを紹介しているものでした。

修復プロジェクトの中身を見ると、タウンハウス、住宅、学校、城、城館、駅、オフィスビル、動物園と植物園、修道院、マーケット、文化センター、浴場とじつに多彩です。

また、顕彰されているのは、建築家や所有者だけでなく、施工者、修復技術者、行政担当者、修復にたずさわった研究者、さらには修復プロジェクトにかかわった投資家までじつに幅が広いのです。長い歴史を持つハンガリー・イコモスの見識を感じさせる内容です。

受賞建物にはブロンズの銘板が贈られることになっているようです。このイコモス賞はハンガリー国内では随分権威のあるものと聞かされました。そうした話を Fejerdy氏から聞きながら、いつの日か日本でも日本イコモス国内委員会が主催する質の高い歴史的環境保全プロジェクトを顕彰する「日本イコモス賞」のようなものができたらいいなあという感概を持ったのでした。こんな賞ができれば、この分野で活動しているメンバーにとっても励みとなると同時に、歴史的建造物の保存修理や遺跡の整備が多くの人々の関心を集めることに寄与すると思います。日本ではこの分野で顕彰される機会が乏しいので、なおさらです。・・・そんな日を夢見る、というのが今年の初夢でした。

2012 年次第 4 回 拡大理事会報告

2012 年次第 4 回拡大理事会が去る 2012 年 12 月 15 日（土）午前 10 時から 12 時半まで、東京文化財研究所地下 1 階会議室（東京・上野）で開催された。出席者は、委員長：西村幸夫、副委員長：小野 昭、事務局長：矢野和之、理事：稲葉信子、岸本雅敏、杉尾邦江、宗田好史、山田幸正、渡邊保弘、監事：崎谷康文、本部執行委員：河野俊行、小委員会主査：伊東 孝、岡田保良、益田兼房、ISC 委員：杉尾伸太郎、内藤秋枝ユミイザベル、山名善之、事務局：館崎麻衣子、藤岡麻理子の 19 名である。拡大理事会で討議された審議事項、協議事項、報告事項などは以下の通りである。

刊行物の報告

1. インフォメーション誌 8 期 12 号の刊行について
12 月 10 日付けで刊行されたインフォメーション誌（全 28 ページ）の内容について、簡単な紹介が山田理事よりなされた。

審議事項

1. 入退会者

1) 入会者

申請書類の回覧、審議の結果、以下の個人会員 11 名の入会が承認された。

個人会員 11 名

氏 名	所 属	専門分野・学位	推薦者
五十嵐 敬喜 (いがらし たかよし)	法政大学法学部、都市政策、公共事業論教授		西村幸夫・前野まさる
伊藤 弘 (いとう ひろむ)	筑波大学大学院 造園学、観光／人間総合科学研究科、准教授	博士（農学）	稲葉信子・黒田乃生
緒方 修 (おがた おさむ)	沖縄大学、教授	マスメディア論、東アジア文化論、世界遺産ほか	高木 規矩郎・前野まさる
小幡 一 (おばた はじめ)	オバタ建築設計 室、建築家	ドイツ近代建築史／工学博士	赤坂 信・西村幸夫
久保 美智代 (くぼ みちよ)	世界遺産スクエア、世界遺産代表		岡田保良・矢野和之

杉山 卓史 (すぎやま たかし)	筑波大学芸術系、保存哲学、美学／助教	博士（文学）	稲葉信子・上北恭史
中島 晃 (なかじま あきら)	市民共同法律事務所、弁護士	環境法（景観保護等）／博士（地球環境学）	上野邦一・片方信也
中谷 扶美子 (なかたに ふみこ)	㈱ブレック研究所 修士（学術）	世界遺産研究センター、研究員	大野 渉・杉尾邦江
野口 翠 (のぐち みどり)	㈱ブレック研究所 修士（工学）	行政計画部、研究員	大野 渉・杉尾邦江
長谷川 順一 (はせがわ じゅんいち)	住まい空間研究所、建築士、耐震診断士／主宰	政治学	日塔和彦・矢野和之
宮本 慎宏 (みやもと みつひろ)	香川大学工学部、助教	木質構造、耐震工学／博士（工学）	花里利一・矢野和之

2) 退会者

以下の個人会員 4 名の退会が承認された。

個人会員 7 名

氏 名	専門分野	退会理由
稲田 孝司	考古学	一身上の都合
伊原 恵司	文化財建造物修復	ご逝去
片桐 正夫	建築史	ご逝去
川嶋 一雄	伝統建築の設計・監理	ご高齢のため
佐々波 秀彦	都市・地域計画	ご逝去
常田 益代	美術史、建築史	一身上の都合
飛田 範夫	日本造園史	定年により

日本イコモス国内委員会 会員数（今回の入退会者を含む）

個人 374 + 11 - 7 = 378 名

維持会員 12 団体 団体会員 3 団体

2. 日本イコモス次期役員の選出について

会員へのアンケート調査結果などを踏まえ、11 月 20 日に開催された臨時理事会で次期役員について検討され、以下のような案が西村委員長より示された。

第 9 期（2013-2015）役員案

委員長：西村幸夫（2 期目）、副委員長：荻谷勇雅（2 期目）、前田耕作（2 期目）、岡田保良（1 期目）、理事：杉尾邦江（3 期目）、鈴木博之（3 期目）、尼崎博正（2 期目）、稲葉信子（2 期目）、岸本雅敏（2 期目）、宗田好史（2 期目）、山田幸正（2 期目）、内藤秋枝ユミイ



ザベル（1期目）、岡村勝行（1期目）、友田正彦（1期目）、花里利一（1期目）、平澤 毅（1期目）、益田兼房（1期目）、山名善之（1期目）、監事：崎谷康文（2期目）、杉尾伸太郎（1期目）、事務局長：矢野和之、本部執行委員：河野俊行

上記役員案は承認され、午後からの総会に提案されることとなった。また、会務分担についても原案が示され、3月開催の9期第1回拡大理事会で検討することとなった。

3. 日本イコモスユース会員について

国際的に活動できる機会を意欲的な若手の方に少しでも提供できるよう、日本イコモス独自の会員区分として、ユース会員の枠を新設したい旨の提案が西村委員長よりなされた。修士課程の学生などを対象とし、本部登録はせず、インフォ誌の配布、メーリングリストを通じた情報提供等を行い、会費 5,000 円程度とすることなどが原案として示された。規約改正する必要があるのか、総会での議決権などはあるのか、会費 5,000 円は妥当かなど、活発な議論を行った。結果、参加候補・希望者等を把握し、郵送費・印刷費等の実費 2,000 円でとりあえず理事会決定で試行的に運用することとし、今後、ICOMOS 本部の組織改革を見極めたうえで、規約改正を含めた正式な提案を総会で行うこととした。

4. 会費の納入について

ICOMOS 本部への会費上納にあたり、これまでは会費の滞納があっても3年目までは事務局で立替払いをしてきたが、今後は、事務局による立替払いは2年目までとし、3年目からは本部登録を行わないまま、会費納入の督促を行い、それでも改善されない場合は退会扱いとしたい旨の提案が、矢野事務局長よりなされ、これを承認した。

5. 2013 年の日本イコモス国内委員会

拡大理事会の開催スケジュールについて

2013 年度第1回拡大理事会を、3月16日（土）に開催したい。その際に第2回（6月）、第3回（9月）、第4回（12月）の日程を、新理事の間で協議して決めることとする。いずれも、開催時間は13時30分～15時30分とし、その後、できれば研究会を予定する。6月または9月の理事会は東京以外で開催する方向で検討したい。また、従来通り、12月の理事会は年次総会と同時開催とする。以上のような提案が、西村委員長よりなされ、了承された。

協議事項

1. ICOMOS 本部規約改正について

ICOMOS 本部で規約改正作業が進んでおり、2013 年1月31日を期日に、全イコモス会員に改訂案へのコメント依頼がなされており、“2nd consultation on the amendment of the ICOMOS Statutes, Report of the merged working group”という文書について、内藤秋枝ユミイザベル氏より、その概要が解説された。すでに前2008-2011年度執行委員会では、ガバナンスおよび資金的安定性などに関連して、組織的な持続性に疑問が投げかけられ、同時に、新しいニーズへの対応、英仏2ヶ国語による言語の不一致なども指摘されており、前回1978年以降の規約改正が現在、検討されており、2014年の第18回総会での採択をめざしている。

この件について、河野、岡田、内藤秋枝の3氏を中心に、日本でも積極的に検討を進め、何らかの意見を発信すべきであることが確認された。

2. Heritage at Risk 2011/2012

寄稿呼びかけについて

『Heritage at Risk 2011/2012年度版』の刊行が計画されており（2011年度版は資金を確保できず出版できていない）、参加が呼びかけられている。2011/2012

号では、特に近年の地震、津波、洪水に関する報告等のほか、武力紛争等の人為的災害にフォーカスしているが、ほかにも危機に瀕した遺産があれば、もちろん受け付けるとのこと。2013年半ばまでに出版できるよう、2013年1月31日までに、各国内委員会にはレポート提出が呼びかけられている。以上の通り、矢野事務局長より報告された。これに対して、東北大震災のサマリーを提出することとなった。

3. 2013年の東京以外での理事会開催地について

今年度と同様、2013年度も関西方面など東京以外での拡大理事会開催にむけ、以下の2つの提案がなされ、今後検討することとなった。

- ・宗田理事より、今年度の堺市に続いて、遺産視察を兼ねて藤井寺・羽曳野両市。
- ・矢野事務局長より、「宗像・沖ノ島」の視察を兼ねて福岡市等。

報告事項

1. ICOMOS 本部執行委員会報告

河野本部執行委員より、ICOMOS 本部執行委員会について、以下の3点に絞って報告された。

- ①職員との訴訟問題が残業分だけの支払いで和解することで解決した。
- ②事務局が来年度中に郊外に移転することとなった。
- ③ UNESCO からの助成がなくなるなど、数年のうちに財政的に持続できないとの見解が示され、財政基盤の強化が急務とされている。

2. 日本イコモスパートナリシップ事業について

矢野事務局長より、以下の通り報告された。

- ・ICOMOSカードが有効な施設：姫路城、仁和寺、彦根城・彦根城博物館、薬師寺、和田家（岐阜県白川村）、毛越寺、巖島神社、西洋美術館、二条城、相倉民俗館1号館・相倉民俗館2号館・五箇山民俗

館・五箇山塩硝の家（以上4施設、富山県南砺市）

- ・現在、自治体内で手続きが進められている施設：石見銀山世界遺産センター（大田市）、弥生文化博物館・近つ飛鳥博物館・日本民家集落博物館（以上、大阪府文化財センター管轄の3博物館）、堺市博物館、富岡製糸場

3. 世界遺産条約40周年記念最終会合の開催

11月6日～8日に標記の本会合が京都市で開催され、その前後にも関連する複数の会議が開かれ、日本における一連の記念イベントは無事終了した。本会合では「京都ビジョン」、富山と姫路でのプレ会議ではそれぞれ“Toyama Proposal”と“Himeji Recommendation”が採択された。ユースプログラムの成果として“Youth Statement”も発表された。海外からの参加者からも会議の内容および運営について絶賛する声が多かった。なお、各会議の報告は総会後の研究会で、それぞれの担当より行う予定である。以上の通り、西村委員長より報告された。

4. 2012 年度会計報告

日本イコモス国内委員会 2012 年次会計報告（2011年12月2日～2012年11月30日）が矢野事務局長よりなされた。また、その会計監査報告が崎谷監事よりなされた。審議の結果、いずれも承認された。

5. ISC 報告

- ・CIAV（山田幸正）

2012 年次会議は、アラブ首長国連邦アブダビのアル・アインで、2012 年 11 月 19～21 日の 3 日間にわたる“The Place of the Vernacular Built Heritage in a Rapidly Changing Context”を主たるテーマとした国際シンポジウムにあわせて、その最終日の夕刻に開催された。年次活動の報告、ヴァナキュラー建築の定義の議論等が行われた。

2013 年の CIAV 年次会議は、2013 年 10 月 20 日に、ポルトガル北部の Vila Nova de Cerveira で開催されることが決定した。これにあわせて開催される国際シンポジウムは、10 月 16～20 日に、第 7 回土建



造物セミナー 7th Seminar of Earthen Architecture in Portugal (7th ATP) と、持続可能な建築へのヴァナキュラーからの教訓に関する欧州研究プロジェクト International Conference of the European Research Project "Lessons from Vernacular Heritage to Sustainable Architecture (VERSUS 2013) と共催で行われる。2013 年 1 月 20 日: アブストラクトの締切、4 月 30 日: 本論文の締切、7 月 10 日: 最終論文の締切。

・IIWC (渡邊保弘)

木の委員会の第 18 回シンポジウムが 11 月 14～17 日にかけてメキシコのグアダハラで開催された。テーマは "Updating the Principles of Wood Structures Conservation"。これは 1999 年の第 12 回 ICOMOS 総会 (メキシコ) で採択された IIWC による "PRINCIPLES FOR THE PRESERVATION OF HISTORIC TIMBER STRUCTURES" が、採択後 14 年経て保存の現状に即したものを議論しようという企画であった。日本から伊藤延男、土本俊和、渡邊保弘が出席し発表した。また、会議では役員の改選が行われ、渡邊は再選され、会長にはイタリアの Tampone 氏が同じく再選された。

第 18 回シンポジウムのテーマ "Updating the Principles" に関しては、Principles (1999) の更新は慎重かつ十分に吟味、検討されるべきものであるとの日本会員の判断で、再度同様なテーマでのシンポジウムを日本で開催することを提案し、了承された。また併せてこのシンポジウムのための Organizing Committee と Scientific Committee が組織され、前者の委員に土本と渡邊が就任し、後者の会長に伊藤が就任した。現在、来年の 10 月前半の姫路での開催を企画立案中。

・ISCARSAH (花里利一)

2013 年の年次委員会は、第 1 回が 7 月にポルトガルで開催される建築関係の国際会議に合わせて開催される予定。第 2 回は、秋に、日本および韓国で『木』をテーマとして開催を計画する方向で検討している

(現時点では、京都・奈良を想定)。

すでに拡大理事会で承認を得ているが、日本での開催になれば、イコモス国内委員会関係各位にもご協力をお願いしたい。

6. 小委員会報告

・第 7 小委員会 (白川郷) 主査: 西村幸夫

2012 年 5 月 7 日付けで、「世界遺産・白川郷の合掌集落における交通問題について」と題する文書を日本イコモス第 7 小委員会名で、白川村村長宛に発出した。その後、荻町地区の方々の献身的な努力と行政の支援によって、荻町の世界遺産コアゾーン内の民間駐車場がほぼ全廃される見通しが立ってきた。現在、2012 年 12 月 23 日に開催予定の荻町大寄合において平成 26 年 4 月からの地区内への観光車両の進入の全面的な禁止の決議ができるか否かという状況にある。推移を見守りたい。なお、川向こうの村営駐車場に隣接した違法民間駐車場だけはまだ撤去が実現していない。撤去の早期実現を粘り強く要望していきたい。

一方、五箇山地区においては、南砺市による世界遺産マスタープランが 2012 年 10 月に最終的にとりまとめられた。今後はその着実な実施を見守ってきたい (一年間の活動の詳細は本誌 16 頁を参照)。

・第 12 小委員会 (技術遺産) 主査: 伊東 孝

2013 年 1 月に「技術遺産小委員会」を開催したい (予定: 1 月 24 日 (木) 18 時～)。産業考古学会の清水憲一先生から以下の報告がある。

1. 産業遺産の保存活用ガイドライン
2. 用語問題 (英邦訳)

できれば「TICCIH 台湾 2012」の報告もしたいと考えている。

・第 13 小委員会 (眺望遺産及び setting)

主査: 赤坂 信

2012 年夏になって、富士見坂の真下に位置する不忍通りの文京区側に、富士山への眺望を完全に遮るマンション建設が計画されていることが判明。9 月に

着工され、今も工事が進んでいる。こうした状況に至った経緯と今後の対策を明らかにすべく、文京区、荒川区の各区長に対し日本イコモスとして面会を要請している。これまでに文京区、非公式には荒川区、東京都の担当課長と会い、事情を聞いている。眺望問題は、異なる自治体にまたがる性格上、首長クラスの判断が必要とされる。近日中に荒川区の副区長と公式に会うことになっている。

・第14小委員会（20世紀建築） 主査：荻谷勇雅

前回理事会後、9月10日に日本イコモス委員長名で京都市に日本イコモスとしての「見解」、9月26日には、第14小委員会による質問状を送付した。それぞれについて、京都市からは回答を得ている。10月13日には、ISC20C 委員長のシェリダン・パーク氏にそれまでのやりとりの経緯を通知。11月8日には、シェリダン・パーク氏、京都市関係者、日本イコモス関係者などで現地視察を実施した。その後も、関係者間で協議が継続している。

7. 総会議案書の点検・確認等

別冊の総会議案書を各自点検・確認した。なお、今年次総会の議長は、小野副委員長にお願いする旨、矢野事務局長より提案があり、これを承認した。

（記録：山田幸正）



拡大理事会の様子



前野まさる 画

日本イコモス国内委員会 2012 年次総会記録



日本イコモス国内委員会 2012 年次総会が去る 2012 年 12 月 15 日（土）午後 1 時半から 3 時まで、東京文化財研究所地下 1 階セミナー室（東京・上野）で開催された。出席者 43 名と委任状提出者 171 名、あわせて 214 名で、定足数（会員の過半数）を満たした。議長に、事務局提案通り、小野昭氏が選出され、議事進行にあたった。

討議された報告事項、審議事項、協議事項は以下の通りである。

報告事項

1. 2012 年次 一般報告

1) イコモス本部執行委員会・諮問委員会報告

- ・執行委員会は 3 月（パリ）、10 月（北京）に開催された。これらの報告は、理事会およびインフォメーション誌を通じて行った。12 月には世界遺産パネルも開催された。
- ・諮問委員会は 10 月に北京で開催された。報告はインフォメーション誌に掲載した。

2) 2012 年度日本イコモス国内委員会理事会

2012 年の日本イコモス国内委員会拡大理事会は、3 月 10 日に第 1 回（東京）、6 月 16 日に第 2 回（東京）、9 月 8 日に第 3 回（大阪府堺市）、12 月 15 日に第 4 回（東京）をそれぞれ開催した。各回の議事内容等は、インフォメーション誌 8 期 9 号～12 号に掲載した。

3) 主催・共催・後援事業

2012 年次において日本イコモス国内委員会が主催、共催、後援した事業は下記の通りである。

①主催事業・イベント

3 月 10 日	日本イコモス研究会「『武家の古都・鎌倉』と『富士山』の世界文化遺産推薦について」
6 月 16 日	日本イコモス国内委員会世界遺産条約特別委員会第 7 回研究会

7 月 28 日	日本イコモス国内委員会世界遺産条約特別委員会第 8 回研究会
9 月 8 日	日本イコモス国内委員会世界遺産条約特別委員会第 9 回研究会

②共催事業

2 月 18 日	国際シンポジウム「20 世紀建築と世界遺産—シリアルノミネーションにおける OUV の議論をめぐって—」(ICOMOS ISC20C、国立西洋美術館と共催)
6 月 10 日、 9 月 30 日	平成 24 年度世界遺産保存管理事業 世界遺産セミナー「熊野古道と文化的景観」(三重県教育委員会、熊野市教育委員会、大紀町教育委員会、東紀州観光まちづくり公社と共催)
11 月 3、4 日	日本イコモス国内委員会セッション・シンポジウム「地域で守り育む！みんなの文化遺産」(世界遺産条約採択 40 周年記念事業京都実行委員会と共催)

③後援事業

1 月 15 日	百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進国際シンポジウム（主催：文化庁、百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議）
2 月 12 日	第 3 回「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産シンポジウム「神宿る島—沖ノ島—新たな視点と世界遺産への取り組み」（主催：「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議）
3 月 20 日	世界遺産国際シンポジウム「金を中心とする佐渡鉱山の遺産群」（主催：文化庁、新潟県教育委員会、佐渡市）
3 月 24、25 日	シルクカントリー in 富岡製糸場 ～誇り高き技術立国ニッポンの礎を世界遺産に～（主催：群馬県、伊勢崎市、藤岡市、富岡市、下仁田町、ぐんま絹遺産ネットワーク活用実行委員会、フィールドミュージアム「21 世紀のシルクカントリー群馬」推進委員会、上毛新聞社）
6 月 2 日	講演会シリーズ「わが国の近代建築の保存と再生 第 4 回 昭和の近代建築」（主催：武庫川女子大学）
9 月 7 日	文化遺産国際協力コンソーシアム第 11 回研究会「ブルーシールドと文化財緊急活動 —国内委員会の役割と必要性—」（主催：文化遺産国際協力コンソーシアム）
9 月 8 日	第 4 回「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産シンポジウム「世界遺産をめざしたまちづくり —文化遺産とわたしたちの暮らし—」（主催：「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議）
10 月 13 日	世界遺産国際シンポジウム「歴史資料から見る佐渡金銀山」（主催：新潟県教育委員会、佐渡市）
10 月 13 日	講演会シリーズ「わが国の近代建築の保存と再生 第 5 回 建築家前川國男作品の保存と再生」（主催：武庫川女子大学）
11 月 17 日	講演会シリーズ「わが国の近代建築の保存と再生 第 6 回 F.L. ライトと遠藤新」（主催：武庫川女子大学）

11月18日	世界遺産条約採択40周年記念国際シンポジウム「近世日本の教育遺産」(主催:教育遺産世界遺産登録推進国際シンポジウム実行委員会、水戸市、水戸市教育委員会、財団法人自治総合センター)
11月24日	「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」世界遺産シンポジウム ～キリスト教文化の密かな継承～ (主催:長崎県)
11月27日～ 11月29日	国際会議「伝統技術の継承と人材養成 一装飾:彩色・塗装を中心に」(主催:文化庁、(公財)ユネスコ・アジア文化センター ACCU、(財)国立文化財機構 東京文化財研究所・奈良文化財研究所、ユネスコ・アジア太平洋地域世界遺産研修研究所上海センター)
11月30日～ 12月2日	第35回全国町並みゼミ福岡大会「地域遺産の再発見とまちの魅力創出 一福岡から活かそう町並みとアジア文化」(主催:NPO法人全国町並み保存連盟、第35回全国町並みゼミ福岡大会実行委員会)
12月1日	文化遺産国際協力コンソーシアムシンポジウム「さまよえる文化遺産 一文化財不法輸出入等禁止条約10年」(主催:文化遺産国際協力コンソーシアム、文化庁)
12月16日	「第2回百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進国際シンポジウム～百舌鳥・古市古墳群を世界文化遺産として守るために～」(主催:百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議)

4) 意見書、コメント等

- ・「わが国の文化遺産保護政策の進め方に関する見解と要望―稼動中の歴史的産業施設の世界遺産登録の問題について」(文部科学大臣、文化庁長官、外務大臣、国土交通大臣、経済産業大臣、総務大臣、内閣官房長官宛、2012.3.5、日本イコモス)
 - ・「世界遺産・白川郷の合掌集落における交通問題について」(岐阜県白川村村長宛、2012.5.7、日本イコモス第7小委員会)
 - ・「軋の浦の埋め立て架橋中止と今後のまちづくりについて」(2012.6.27、日本イコモス)
 - ・世界遺産条約40周年記念最終会合(京都)成果文書にかかる「コメント」(外務省宛、2012.8.19、日本イコモス世界遺産条約特別委員会)
 - ・「京都会館再整備計画に関する見解」(京都市長宛、2012.9.10、日本イコモス)
 - ・京都会館再整備計画に関する質問状(京都市長宛、2012.9.26、日本イコモス第14小委員会)
- 以上、日本イコモス国内委員会ホームページに掲

載した。

5) 新入会員および退会者の承認

2012年次の拡大理事会において承認された新規入会者(個人会員、団体会員)、退会者は以下の通りである。

◆新規入会者(2012年3月10日～2012年12月15日)

個人会員

氏名	勤務先	専門分野	推薦者
第1回拡大理事会(2012年3月10日)承認 (4名)			
江添 誠	慶應義塾大学文学部民族学考古学専攻、兼任講師(2012年4月～)	ローマ考古学、キリスト教考古学、文化遺産学 / 文学修士	岡田保良 西浦忠輝
後藤 和子	埼玉大学経済学部・経済科学研究科、教授	財政学、文化経済学 / 博士(経済学)	河野俊行 矢野和之
小松 弥生	独立行政法人国立美術館、理事兼事務局長	文化政策 / 修士(学術)	青柳正規 西 和彦
関根 理恵	東京藝術大学大学院、非常勤講師	博士(世界遺産学)	日高健一郎 矢野和之

第2回拡大理事会(2012年6月16日)承認 (5名)

愛川 フォール紀子	政策研究大学院大学、客員教授(元ユネスコ本部無形文化遺産課、部長)	無形文化遺産、美術史 / バリ大学博士課程	稲葉信子 西村幸夫
清水 洋平	文化庁文化財部参事官(建造物担当)、文化財調査官(ICCROM出向中)	都市史・建築史 / 修士(芸術工学)	村田健一 大和 智
桑島 直昭	松本市教育委員会松本城管理事務所、主査	博物館学・考古学	西村幸夫 矢野和之
堤 慶太	TBSテレビ報道局、THE世界遺産プロデューサー	ジャーナリズム、ドキュメンタリー番組制作	西野哲史 辻村国弘
鳥海 基樹	首都大学東京建築学域、准教授	都市計画 / Docteur (études urbaines)	西村幸夫 山田幸正

第3回拡大理事会(2012年9月8日)承認 (6名)

大久保 徹也	徳島文理大学文学部、教授	考古学 / 文学修士	小野 昭 岸本雅敏
菊地 淑人	筑波大学大学院人間総合科学研究科世界文化遺産学専攻博士後期課程	リビング・ヘリテージ(文化的景観・無形文化遺産) / 修士(学術)	稲葉信子 黒田乃生
坂井 秀弥	奈良大学文学部文化財学科、教授	日本考古学 / 博士(学術)	西村幸夫 矢野和之
杉江 夏呼	大成建設株式会社一級建築士事務所、アーキテクト / 三重大大学院博士課程後期在学中	近代建築の保存活用	花里利一 矢野和之
西川 英佑	文化庁文化財部参事官(建造物担当)付	建築構造 / 博士(工学)	花里利一 矢野和之
柳沢 伊佐男	日本放送協会(NHK)解説委員室	文化財ジャーナリズム	西村幸夫 矢野和之


第4回拡大理事会（2012年12月15日）承認（11名）

五十嵐 敬喜	法政大学法学部、教授	都市政策、公共事業論	西村幸夫 前野まさる
伊藤 弘	筑波大学大学院人間総合科学研究科、准教授	造園学・観光博士（農学）	稲葉信子 黒田乃生
緒方 修	沖縄大学、教授	マスメディア論、東アジア文化論、世界遺産ほか	高木規矩郎 前野まさる
小幡 一	オバタ建築設計室、建築家	ドイツ近代建築史／工学博士	赤坂 信 西村幸夫
久保 美智代	世界遺産スクエア、代表	世界遺産	岡田保良 矢野和之
杉山 卓史	筑波大学芸術系、助教	保存哲学、美学／博士（文学）	稲葉信子 上北恭史
中島 晃	市民共同法律事務所、弁護士	環境法（景観保護等）／博士（地球環境学）	上野邦一 片方信也
中谷 扶美子	株式会社ブレック研究所 世界遺産研究センター、研究員	修士（学術）	大野 涉 杉尾邦江
野口 翠	株式会社ブレック研究所 行政企画部、研究員	修士（工学）	大野 涉 杉尾邦江
長谷川 順一	住まい空間研究所、主宰	建築士、耐震診断士／政治学士	日塔和彦 矢野和之
宮本 慎宏	香川大学工学部、助教授	木質構造、耐震工学／博士（工学）	花里利一 矢野和之

団体会員 1 団体

組織名	代表者氏名	専門分野	推薦者
第1回拡大理事会（2012年3月10日）承認（1団体）			
百舌鳥・古市古墳群 世界文化遺産登録 推進本部会議	松井一郎	百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録に関する取組み	金関 恕 宗田好史

◆退会者
個人会員

氏 名	専門分野	事由
第1回拡大理事会（2012年3月10日）承認（6名）		
孫 鍾勲	造園学	韓国での就職
高木 浩志	造園学	一身上の都合
田中 淡	東アジア考古学	一身上の都合
水野 正好	考古学	
中井 祐	景観論、公共空間のデザイン	
宮本 長二郎	日本建築史、考古建築学	

第2回拡大理事会（2012年6月16日）承認（1名）

佐古 和枝	日本考古学	一身上の都合
-------	-------	--------

第3回拡大理事会（2012年9月8日）承認（1名）

趙 賢貞	建造物保存	一身上の都合
------	-------	--------

第4回拡大理事会（2012年12月15日）承認（7名）

稲田 孝司	考古学	一身上の都合
伊原 恵司	文化財建造物修復	ご逝去
片桐 正夫	建築史	ご逝去
川嶋 一雄	伝統建築の設計・監理	高齢のため
佐々波 秀彦	都市・地域計画	ご逝去
常田 益代	美術史、建築史	一身上の都合
飛田 範夫	日本造園史	定年により

日本イコモス国内委員会 会員数（2012年12月15日現在）

個人会員 378 名

団体会員 3 団体

維持会員 12 団体

6）担当理事報告
◆会員・ICOMOSパートナーシップ担当
・会員の動向

		個人 会員	団体 会員	維持 会員	名誉会員 (顧問含)
2011 年度	12 月末	367	2	12	4
2012 年度	12 月 10 日現在	374	3	12	4
	12 月 15 日予定	入会 11 退会 7	0 0	0 0	0 0
	12 月末 (予定)	378	3	12	4

・ICOMOSパートナーシップ

ICOMOS カードが有効な施設：姫路城、仁和寺、彦根城・彦根城博物館、薬師寺、和田家（岐阜県白川村）、毛越寺、巖島神社、国立西洋美術館、二条城、相倉民俗館 1 号館・相倉民俗館 2 号館・五箇山民俗館・五箇山塩硝の家（以上 4 施設、富山県南砺市）

現在、自治体内で手続きが進められている施設：石見銀山世界遺産センター（大田市）、弥生文化博物館・近つ飛鳥博物館・日本民家集落博物館（大阪府文化財センター管轄の 3 博物館）、堺市博物館、富岡製糸場

◆広報担当

これまでと同様、本年もまた、事務局とともに広報活動の面で特に力を注いだのは、JAPAN ICOMOS INFORMATION 誌の定期的な発行を通じて、会員全

員に対して、理事会や事務局の活動状況をできるだけ速やかにお伝えすることであった。本誌において、各回の理事会や研究会の報告、イコモス本部執行委員会などの報告、国際学術委員会や小委員会の活動報告、日本イコモス国内委員会の共催／協賛した国際会議・シンポジウム・研究会等の事業報告、日常の会務の記録、会員からの投稿記事などを掲載した。本誌の企画・編集に関しては、1月25日、4月25日、7月12日、10月19日の計4回、広報関係の企画検討会議を開催し、インフォ誌の企画などについて協議した。(参加者：西村、前野、矢野、岡田、荻谷、山田、事務局など)

[JAPAN ICOMOS INFORMATION 誌] 過去1年間に第8期9号(3月5日)、第8期10号(6月10日)、第8期11号(9月5日)、第8期12号(12月10日)と、予定通り、計4回発行し、全会員に郵送した。理事会の議事内容を報告することを第一義に、毎回、理事会開催前の発行をめざし、本年度もいずれもなんとかその期日に間に合わせる事ができた。これはひとえにお忙しいなか、原稿を期日までにお寄せいただいた投稿者の方々によるところが大きいことを改めて痛感する次第である。この場を借りて深く感謝申し上げる。それぞれの総ページ数は、9号48ページ、10号24ページ、11号36ページ、12号28ページと、いずれもかなりのボリュームとなった。

今年度はまず、2011年末にパリで開催された第17回イコモス総会にかかわる報告で始まり、その後はさる11月に京都で開催された世界遺産条約採択40周年記念事業に関連する記事で多くの紙面を埋めることとなり、特別委員会の議事録などを中心に、2011年より精力的に準備・検討を進めてきた内容や成果などを報告することができた。ほかにも艀の浦埋立架橋問題、富岡製糸場・鎌倉・富士山の世界遺産登録推薦、百舌鳥・古市古墳群の世界遺産登録をめざした動き、稼働中の歴史的産業施設や京都会館再整備についての問題提起など、国内の文化遺産をめぐる重要な話題が豊富な一年であった。また、理事をはじめ多くの会員から、積極的な投稿記事をいただ

き、諸外国でのさまざまな活動や話題も数多く紹介することができた。来日された諸外国の文化遺産関連の著名人や専門家の方々に対するインタビュー記事も、一昨年より数えて第8回目となった。今後も、ますます活発となった文化遺産関連の動きの一つでも多くお伝えできることを願っている。

2013年次も、これまで通り、事務局とともに[JAPAN ICOMOS INFORMATION 誌]を年4回程度、定期的に発行し、総会や理事会の報告、国内委員会が主催・後援する研究会、講演会、シンポジウムなどを中心に、その告知や報告、さらには事務局の会務記録などを、会員諸氏にお伝えしていきたいと考えている。特に、来年度は奈良ドキュメント20周年にかかわる記念イベントや日韓共催でのISCARSAH年次会議などが想定されており、これらの動きを中心に、文化遺産やその保存をめぐる活発で多様な話題が掲載できるものと期待している。これからも、ひろく会員の皆様のご理解とご協力をいただきながら、広報活動を展開していきたい。

2. 2012年次 ICOMOS 国際会議報告

2012年に、日本イコモス国内委員会会員が参加したICOMOS関連の国際会議と出席者は、事務局で把握しているもので、以下の通り。

2月18日	ISC20C・日本イコモス・国立西洋美術館共催シンポジウム (東京/山名善之、鈴木博之、西和彦、西村幸夫、稲葉信子、他)
3月11～12日	ICOMOS 本部執行委員会 (フランス、パリ/河野俊行)
4月20～24日	ISCARSAH 年次委員会 (ペルー、リマ/花里利一)
9月4～5日	CIVVIH 年次委員会およびシンポジウム (イタリア、ナポリ/福川裕一)
10月14日	ISCARSAH 年次委員会 (ポーランド、ワロツワフ/花里利一)
10月27日～11月1日	ICOMOS 本部諮問委員会、執行委員会、学術シンポジウム (中国、北京/西村幸夫、河野俊行、岩崎好規)
11月13～17日	IIRC 会議・シンポジウム (メキシコ、グアダハラ/伊藤延男、土本俊和、渡邊保弘)
11月15～17日	ICOMOS ICORP 国際シンポジウム (トルコ、イスタンブール/益田兼房、大窪健之)



11月18～21日	CIAY 年次委員会(アラブ首長国連邦、アブダビ/山田幸正)
12月3～7日	ICOMOS 本部世界遺産パネル (フランス、パリ/河野俊行)

3. 2012 年次国際学術委員会 (ISC) 報告

◆Analysis and Restoration of Structural and Architectural Heritage

ISCARSAH : 花里利一、岩崎好規、坂本功、西澤英和

2012 年も年次委員会が 4 月にペルー・リマで、10 月にポーランド・プロツワフで開催され、両会議に花里が出席した。これらの会議は、それぞれ、土の建築に関する国際会議 (TERRA2012)、歴史的建造物の構造に関する国際会議 (SAHC2012) に合わせて開催された。現在、委員会の主要な活動は、歴史的建造物の構造修復に関する技術資料 (TOOL BOX) の作成であり、それに参加している。また、委員会では、各国メンバーの投稿記事による NEWSLETTER を発行することになり、その第 1 号に、日本イコモスで刊行した東日本大震災による文化財災害の速報 (英語版) の紹介記事を載せた。

◆Archaeological Heritage Management

ICAHM : 岸本雅敏、小野昭

(1) ICAHM (考古遺産管理国際学術委員会) のアジア地区担当副会長の任にある小野は、会員登録委員会 (Board of Registration) の委員を併任している。ICAHM の委員長 (オランダ、アメリカ)、事務局長 (オーストラリア) を含む、フランス・アメリカの委員を合わせ計 6 名で 21 名分の登録審査をおこなった。

(2) 小野はユネスコ世界遺産センター所長 Kishore Rao 氏からの依頼により、「アジアにおける人類の起源を示す遺跡と世界遺産条約 ("Human Origin Sites in Asia and the World Heritage Convention")」のテーマで開催された国際シンポジウムに出席し、「Modern human dispersal in the Japanese islands: Emergence of edge-ground stone adzes and the exploitation of obsidian」と題する報

告 (招待講演) をおこなった。本企画はユネスコ内にあるプログラム Human Evolution: Adaptations, Dispersals and Social Developments (HEADS) UNESCO World Heritage Thematic Programme によるものである。会期は 9 月 24 日～27 日、開催地は韓国京畿北道のチョンゴク (全谷) 先史博物館 (Jeongok Prehistory Museum) であった。

開催の趣旨は、アフリカ、ヨーロッパ、アジアをはじめ世界各地に人類進化の跡を刻印した重要な遺跡があり、また旧石器時代の重要遺跡が単体あるいは群としてあるにもかかわらず、現行の世界遺産条約の登録基準では該当すべき項目がほとんどなく困難があるので、当該案件に関する登録を世界的に進めるにはどうすべきか、その戦略を学問的に検討し提案することが眼目であった。人類の進化と地球上への拡散の narrative の重要性も強調された。

日本列島の旧石器時代遺跡の重要性を、ホモ・サピエンスのアジア地域への拡散のシナリオで説明した。日本列島では海を渡った黒曜石の利用・開発が 38,000 年前に遡ること、またそれと時を同じくして刃部だけを研磨した局部磨製石斧 (手斧) が出現し、こうした特徴が周辺のアジア地域に全く無いので、ホモ・サピエンスが日本列島に到達してからこれを生み出したことを強調した。これは約 40,000 年前にアフリカからヨーロッパに拡散したホモ・サピエンスが後期旧石器時代の初頭のオーリニャック文化を新たに生み出したことと論理的に同じであることを強調し、高い評価をえた。

ユネスコ世界遺産センター所長から小野宛てに直接メールが届いた (日本ユネスコ国内委員会にも同じメールを配信したと聞いているが未確認) ので対応できたが、文化庁には情報が流れていないとのことであった。日本の考古学界、文化庁埋蔵文化財部門などにも、世界の人類進化を示すさまざまな遺跡の登録で大きな動きが特に最近始まっていることを伝える予定である。また、こうした世界の動きから日本が孤立している点も痛感した。小野に連絡があったのは、1) このプログラムの中心メンバーに小野の親しい同僚がいたこと、2) ICAHM の Vice-President を

務めていることが鍵になったようである。ICOMOS ICAHM の活動の重要性と、日本イコモスの ICAHM 担当の責任を実感させるものである。

(3) 考古学関係者を日本イコモスの会員に迎える活動と、既にイコモス会員である関係者に ICAHM Expert Member への登録をすすめる活動を課題として掲げたが、後者は実現できなかった。

◆Cultural Landscapes

IFLA：杉尾伸太郎、石川幹子、大野渉、本中眞

2012 年の文化的景観国際学術委員会は、2011 年に世界遺産に登録された「杭州の西湖文化的景観」のある中国杭州において、10 月 25 日～28 日に、杭州市政府、中国イコモスの主催により開催された。アジア地域での開催は、2009 年に日本において開催して以来となった。杉尾伸太郎副委員長は健康上の理由で欠席、石川幹子委員、大野渉委員は所用のため欠席し、日本からの出席はなかったが、米国、カナダ、豪州、イギリス、イタリア、スペイン、イランなどから 25 名程度の参加があった模様。

25 日にはシンポジウムが開催され、ICOMOS-IFLA 委員長モニカ・ルエンゴ氏（スペイン）、イコモス副委員長のグオ・チャン氏による講演などが行われたほか、杭州市副市長のスピーチがあった。年次委員会では、Historic Urban Landscape や Rural Landscape についての国際会議等での議論について報告、議論が行われたほか、新メンバーの選定、任期切れに伴う委員の再選等が行われ、大野渉委員は再選された。また、40 年以上にわたって ICOMOS-IFLA の事務局を担当してきたベルギーのゲアーツ氏が退任し、後任にフランスのクルトワ氏が選任された。

◆Cultural Routes

CIIC：杉尾邦江、大野渉

2012 年の CIIC 年次会合は、9 月 14 日から 17 日までスペインのサンティアゴ及びポイオにおいて開催され、日本からは杉尾邦江と大野渉が出席した。スペインの世界遺産であるサンティアゴ・デ・コンボ

ステラにおいて集合し、旧市街を視察したのち、郊外のポイオにある修道院に移動し、“Landscape as Context and Substantive Element of Cultural Routes of Historic Towns They Pass Through and of Traditional Paths of Communication”というテーマで研究発表を行った。

杉尾邦江副委員長は、“Significance and Value of Cultural Landscape in Cultural Routes – Analysis of their Relationship and Importance of the Conservation of Cultural Landscape in Cultural Routes”というタイトルでの研究発表を行い、文化の道に関するこれまでの概念的な分析について整理するとともに、日本の世界遺産である「紀伊山地の霊場と参詣道」を例にとり、道と周辺の自然環境・景観の関係について分析を行った。

大野渉委員は、“Landscapes as the Setting for and Substantive Elements of a Historic Communication Path in Japan Landscapes in Thirty-Six Views of Mt Fuji and Fifty-Three Stations of the Tokaido Road”というタイトルでの研究発表を行い、日本の Landscape Painting の誕生といわれる富嶽三十六景と東海道五十三次を題材に、これらの作品が作られた時代背景や、「連作」と視点としての東海道の「シリアル」性の関係について分析を行った。

会議では、研究発表のほか、Cultural Route と類似しているが概念的に異なる Historic Road についてどのように本会議で対応すべきかについての討議等が行われた。

また、会議開催中、ポルトガルからサンティアゴ・デ・コンボステラにつながる巡礼の道及び宿場町を訪問し、鉄道開発により巡礼の道の一部が破壊されている現場などを視察した。

◆Risk Preparedness

ICORP：益田兼房、大窪健之、土岐憲三

アロウズ会長のイコモスの中での ICORP 活動は、次第に全体への影響力のある大きなものとなりつつある。ICORP 執行部の構成は、2010 年 2 月の国際選挙で、ロヒト・ジギヤス委員長（インド）、スー・



コール副委員長（英国）、益田兼房セクレタリー（日本）の3名となって3年近くたつ。ジギヤス委員長の活躍で、関連諸分野の専門家や世界各地の専門家が参加する会員ネットワークの拡大に支えられ、世界の災害情報の共有と必要な専門的な助言提供等が随時行える体制ができつつある。長く続いた旧執行部デイス・ブンバル委員長（カナダ）体制では、運営が不透明で縁故主義がはびこり半身不随に陥った印象があるが、それと比較して、誰でも参加したい優秀な人材が貢献できる体制が着実に拡大できたことは、大きな改善といえよう。2012年度のICORP総会は、トルコ・イスタンブールで11月15日～17日に開催され、70名近い専門家から世界各地の多様な文化遺産防災の取組が報告され、盛況のうちに結論文書“Istanbul Statement”を採択して終了した。2012年度は、イタリア中部地震・ブータン地震など世界各地で文化遺産の自然災害や火災があったが、一方で中近東のアラブの春関連での内戦で、各地の博物館や遺跡が破壊された。特に、7月のロシアでの世界遺産委員会開会中に起きたアフリカ・マリでの世界遺産トンブクツー破壊は、イスラム過激派の世界遺産体制への反撃ともされ、ただちに危機遺産登録がなされたが、ハーグ条約の重要性がいっそう注目された。

日本イコモス国内委員会活動では、2011年にユネスコ企画官高橋暁氏を講師としたブルーシールド活動研究会をイコモスで開催したが、2012年は9月7日に国際コンソーシアム主催のブルーシールド国内委員会設置に向けての研究会が開催され、関係国際NGOの参加があった。米国の事例報告が米軍側専門家からされた点が注目される。イコモスからは益田がパネリストとして報告を行ったが、その概要はイコモス・インフォメーションに報告させていただいた。当面は、日本イコモス国内委員会が中心になって準備を推進されることが期待される。また、11月初旬の世界遺産条約40周年記念関連行事で、「古都京都の文化財」の災害時の保護に関する世界遺産所有社寺等の会議が開催され、結論文書が採択されている。

◆Stone

ISCS：石崎武志、西浦忠輝

1 国際委員会

1. 役員（2012-2015）

委員長：Stefan Simon（米）、副委員長：石崎武志（日）、事務局長：Jean-Marc Vallet（仏）、財務局長：Andrew A. Mcmillan（英）

2012年7月に役員の選挙がおこなわれた。副委員長以外の3名は再任された。副委員長は石崎が選出された。

2. メンバー

25か国から88名（2011年からの1年間で14名の増加）

3. 2012年活動報告

10月22日～26日 12th International Congress on Deterioration and Conservation of Stone（第12回石造物の劣化と保存に関する国際会議）、ニューヨーク（アメリカ）

なお、次回の第13回石造物の劣化と保存に関する国際会議は、韓国の公州大学で、2014年5月に開催予定である。

4. National Committee

カナダ、日本、ポーランド、スウェーデンで国内委員会が設立されている。今後ともより多くの国内委員会の設立を奨励する。

5. グロッサリー（石の劣化パターン）

2008年11月にグロッサリー（英・仏版）がウェブ上に公開されてからのダウンロード数は100,000件に達している。2010年に英・独版が公開済み。現在、西・英版、韓・英版が完成し、公開準備中。日・英版については2012年2月に暫定版が完成し、日本イコモスのホームページで公開している。その他14の言語で編集あるいは翻訳が進められており、多言語化をさらに推進する。

6. 協力事業

「石の保存」研修コース＜イクロム、GCI＞

7. 広報、情報交換等

Facebook ページの開設、 ホームページの拡充

II 国内委員会

・2010年10月に正式に国内委員会が発足し、活動を開始した。

委員長：西浦忠輝（国士舘大学）、副委員長：石崎武志（東京文化財研究所）、顧問：沢田正昭（国士舘大学）、委員：友田正彦（東京文化財研究所）、山内奈美子（文化財保存計画協会）、森井順之（東京文化財研究所）、張大石（東北芸術工科大学）、赤澤泰（早稲田大学）、三宅理一（藤女子大学）、松倉信祐（三桜一級建築士事務所）

・「グロッサリー（石の劣化パターン）」の日・英版作成のためのワーキンググループを発足させ、翻訳、編集事業を行い、暫定版を完成し、日本イコモスのホームページで、2012年2月から公開している。暫定版に関して、コメントを貰い修正し完成版作成の予定。

◆Vernacular Architecture

CIAB：山田幸正、大野敏

CIAB 新執行役員（委員長：Gisle Jakhelln ノルウェー／副委員長：Maria Inès Subercaseaux カナダ、Hossam Mahdy アブダビ／事務局長（留任）：Valeria Prieto メキシコ）は、2011年10月のメール審議により承認され、同12月2日パリにおける2011年次会議において追認された。2012年の主たる活動は以下の2点に要約される。

1) CIABニューズレターの刊行など広報活動

事務局長 Valeria Prieto 女史の尽力により、CIABニューズレターが第25号（2月発行）、第26号（6月発行）、第27号（10月発行）の今年度計3つの号が編集・刊行された。その主な内容としては、第25号では第17回パリ総会およびCIAB2011年次会議の報告、Christoph Machat氏（ドイツ）の寄稿論文など、第26号では2012年次アブダビ会議の予告、ヴァナキュラー建築の国際ドキュメンテーション・キャンプ VERNADOC MM 2012、北部イタリア地震など、第27号ではキューバのヴァナキュラー建築 Bahio、フィリピンでの文化ツーリズム ISC（ICTC）の年次会議とシンポジウムの報告などであった。と

くに第27号において福山市轄の浦埋立架橋工事が中止となった旨が伝えられた。ほかにも CIAB ホームページの更新も着実に実施されており、現在、一部の委員のなかではフェースブックなどによる情報交換の場が模索されている。

2) 2012年次会議ICOMOS-CIAB Al Ain 2012

標記の会議は、アラブ首長国連邦アブダビのアル・アインで、2012年11月19日～21日の3日間にわたる“The Place of the Vernacular Built Heritage in a Rapidly Changing Context”を主たるテーマとした国際シンポジウムにあわせて、その最終日の夕刻に開催された。アル・アインは2011年に世界文化遺産登録されたばかりで、会議の会場はその構成資産のひとつであるカッタラ al Qattara と呼ばれるオアシス内で、かつての砦であった建築をアートセンターとして再生・活用されたものであった。

年次会議には各国・各地域を代表する19名（オブザーバー参加を含む）が参加した。アジア・中東地域からは開催地アブダビを除き、エジプトとタイから各1名参加していた（中国からはシンポジウムに3名の大学生が参加していたが、委員は参加していなかった）。帰国の飛行機便の関係で、会議の冒頭30分程度しか参加できなかったが、把握できた内容は以下の通りである。

参加者の簡単な自己紹介に続き、会議の冒頭、委員長より故人となった Herb Stovel 氏（カナダ）の業績や人柄などについて述べられ、彼を偲んで、1分間の黙祷が捧げられた。次に、委員長より本部諮問委員会・執行委員会での議論や活動について、またニューズレター発行をはじめとした本会の年次活動について報告された。そのなかで発言を求め、福山市轄の浦埋立架橋工事が2012年6月、広島県知事によって正式に中止が表明されたこと、この問題が2004年の愛媛県での CIAB 会議で議論され、2005年の西安総会および2008年のケベック総会でそれぞれ工事中止の勧告書が出され、2009年にはイコモス会長が現地視察、直接知事に申し入れたなど、当該の問題に国内外のイコモスが深く関与していたことを述べ、このようなことが広島地裁の判決や広島知事の判断に



大きく影響したことを指摘した。

ヴァナキュラー建築の定義について、前回会議から問題提起され、会議事前でもメールを通じて議論されてきたが、今回シンポジウムの日程のなかで議論する時間を設けられた。問題の所在や内容について、とらえ方や立場が異なり、議論が収斂しないように受け止められ、引き続き議論・検討していくことになった。今後、この点について各国で議論するよう要請される可能性が高いと考えられる。

2013年のCIAV年次会議は、2013年10月20日に、ポルトガル北部のVila Nova de Cerveiraで開催されることとなった。これにあわせて開催される国際シンポジウムは、10月16日～20日に、第7回土建造物セミナー 7th Seminar of Earthen Architecture in Portugal (7th ATP) と、持続可能な建築へのヴァナキュラーからの教訓に関する欧州研究プロジェクト International Conference of the European Research Project "Lessons from Vernacular Heritage to Sustainable Architecture (VERSUS 2013)" と共催で行われることがポルトガルの委員から説明された。主な日程として2013年1月20日：アブストラクトの締切、4月30日：本論文の締切、7月10日：最終論文の締切。

◆Wood

IIBC：渡邊保弘、土本俊和

第18回国際会議・シンポジウムをメキシコのハリスコ州グアダハラで11月14日～17日にかけて開催した。シンポジウムは"Updating the Principles of Wood Structures Conservation"のテーマで行われた。1999年の第12回ICOMOS総会(メキシコ)で採択されたIIBCによる"Principles for the Preservation of Historic Timber Structures"が、採択後14年経た現在の保存の現状に即したものを議論しようという企画であった。日本から伊藤延男、土本俊和、渡邊保弘が出席し発表した。また、会議では役員の改選が行われ、渡邊は再選され、会長にはイタリアのTampone氏が同じく再選された。

◆Cultural Tourism

ICTC：宗田好史、石井昭、山内奈美子

年次会合は、11月5日～10日にかけて、フィリピンのヴィガンで開催された。テーマは、"Cultural Tourism for Community Development"であった。

◆Earthen Architectural Heritage

ISCEAH：岡田保良、渡辺邦夫、山下保博

2012年報告

- ・1月、新規ISC役員及び5部門(in use, archaeology, technology, landscape, seismic)の主査選任。
- ・4月23～26日、Terra 2012 in Lima, Peru (テーマ：Conservation of EAH against natural disasters and climate change)
- ・6月21日、ResTAPIA2012 (テーマ：Rammed Earthの建築と保存)
- ・10月12日、LEHM 2012, the 6th International Conference for Building with Earth
- ・11月19～21日、the first International Seminar on Earth Building and Conservation of Earthen Monuments at the Tashkent Technical University, Uzbekistan
- ・11月21～22日、International Conference on Earthen Architecture, in Algiers
- ・12月12日、Proceedings of the Seminar TERRAEDUCATION 2010 (ed. by CRATerre-ENSAG)の刊行。
- ・12月17～18日、Colloquium on World Heritage earthen architecture conservation in PARIS

2013年予定

- ・Earth Building UK 2013 conference, in Devon

◆Theory and Philosophy of Conservation and Restoration

TheoPhilo：内藤秋枝、ユミイザベル、西村幸夫、赤坂信

4月25日～28日にかけてアゼルバイジャンのバクーにおいて、年次会合、コンフェランスが開催された。コンフェランステーマは、"Heritage Under Pressure -Perspectives of Historic Urban Landscape (HUL)"。

◆20th Century Cultural Heritage

ISC20C：山名善之

2月18日に国立西洋美術館において、国際シンポジウム「20世紀建築と世界遺産—シリアルノミネーションにおけるOUVの議論をめぐって—」をISC20C、日本イコモス、国立西洋美術館とで共催した。

4. 2012年次各小委員会報告

◆第5小委員会：プロヴディフ

主査：石井 昭

午前中に開催された拡大理事会において、河野本部執行委員より、懸案であったプロヴディフの歴史的建造物保存修理に関する報告書が刊行された旨、報告があった。これを受けて、理事会としては第5小委員会を解散することとした。

◆第6小委員会：鞆の浦の問題

主査：益田兼房

2012年の鞆の浦は、湯崎広島県知事が鞆の浦の保存に向けて埋立架橋をやめる方向を6月に示したが、これに福山市長が対立した状況で、終わろうとしている。

知事は、対立する住民間の意見をまとめる方向で、2011年以来辛抱強く住民協議会を開催して論点整理を行い、2月には山側トンネルを前提に景観を害する埋立架橋をやめる方向で、住民に提示した。6月下旬に知事は正式に羽田福山市長に県の考えを伝えたが、市長は大いに反発し、さらに8月の市長選挙でも再選されたため、度重なる県の説得に応じていない。また市長の意向を受け、これまで埋立架橋推進の立場にいた住民たちは容易に住民協議会での県提案に納得せず、県の説得に今も応じていない。県は、推進派住民の一定の理解を得てから、県内部での埋立架橋認可申請手続きの撤回を行う意向のため、依然として埋立架橋の可能性が手続き的には可能な状況が続いている。このため、2009年地裁判決で原告が全面的勝利を得た埋立架橋差し止め行政訴訟は、前の知事が高裁に控訴したのを受けて湯崎知事も棚上げ状

態ながら控訴状態を継続しており、今も決着がつかない。県知事は2013年11月が任期となるが続投の方向で、市側との持久戦が続きそうである。市の伝建地区の国への選定申し出は進んでおらず、建物の修理も進んでいない。

日本イコモス国内委員会は、陣内秀信委員と矢野事務局長が直接に湯崎知事と2012年1月26日に懇談して、今後の方向について要望書を提出し、文化遺産保存の立場からの協力を申し出ている。また、8月以降、鞆の価値について各分野の委員からご報告を作成いただく予定であるが、まだまとまっていない。

◆第7小委員会：白川郷・五箇山地区交通問題等

主査：西村幸夫

合掌造り集落の交通問題を考える第7小委員会は、白川郷における駐車場問題が深刻化している事態を懸念して、2012年4月4日に小委員会メンバー5名（西村幸夫（主査）、久保田尚、佐々木政雄、矢野和之、辻喜彦）が現地を訪れ、私設駐車場の実態を把握するとともに、白川村の行政担当者から実情のヒアリングを実施した。現地では、成原茂白川村村長ほか主要なメンバーが総出で、対応頂いた。

この現地訪問での私設駐車場問題に対する状況把握をもとに、2012年5月7日付けで、「世界遺産・白川郷の合掌集落における交通問題について」と題する文書を日本イコモス第7小委員会名で、白川村村長宛に発出した。同文書において、「日本イコモス国内委員会第七委員会は、白川村がすすめている荻町の世界遺産地区内外から民間有料駐車場をなくし、公営の駐車場に集約し、さらにそこでの駐車料金を世界遺産集落保存協力金を上乗せし、これによって合掌集落の維持を確実にするという方針を支持し、これに違反する違法な民間有料駐車場の存在、とりわけ村営せせらぎ公園小呂駐車場に隣接して設けられた民間有料駐車場の存在を許すことはできません。違法行為の一刻も早い是正を関係者に求めるものです。」と論じ、村営駐車場に隣接して設けられた（世界遺産集落保存協力金をとらない）違法駐車場のせ



いで、世界遺産集落保存基金が急激に減少し、サステイナブルな集落保全が不可能になりつつある現状に警鐘を鳴らした。

この件に関しては、2012年6月8日付けで、白川村教育委員会名で「日本イコモス国内委員会第7小委員会」白川視察について、と題する文書が村議会定例会に配布され、以下の内容が記されている。「委員の先生方の感触としては、まず荻町駐車場の閉鎖や民間駐車場2件の閉鎖といったこの1年間での問題解決に向けた好材料に対し地元住民関係者の努力を高く評価された。また、旧荻町駐車場で展望台シャトルバス発着所の状況を見ていただき、乗客がたくさんバスに乗り込んでいる様子にも好感触を得た。しかし、やはり民間駐車場については心配され、早期の解決が求められた。」

また、白川郷荻町集落の自然環境を守る会は、その機関誌『ねそ』平成24年11月号において、これらの経緯を紹介し、最後に「守る会は、日本イコモス国内委員会第7委員会の視察ならびに交通問題に関わる文書の提言内容を真摯に受け止め、荻町区民会員皆様のご理解と総意の基に、荻町区・荻町交通対策委員会・村当局・合掌保存財団・各種団体・有識者の皆様と手を携え問題解決に取り組みます。」と力強く述べている。

その後、荻町地区の方々の献身的な努力と行政の支援によって、荻町の世界遺産コアゾーン内の民間駐車場がほぼ全廃される見通しが立ってきた。現在、2012年12月23日に開催予定の荻町大寄合において平成26年4月からの地区内への観光車両の進入の全面的な禁止の決議ができるか否かという状況にある。推移を見守ってみたい。

なお、川向こうの村営駐車場に隣接した違法民間駐車場だけはまだ撤去が実現していない。撤去の早期実現を粘り強く要望していきたい。

一方、五箇山地区においては、南砺市による世界遺産マスタープランが2012年10月に最終的にとりまとめられた。今後はその着実な実施を見守ってみたい。

◆第8小委員会：バッファ・ゾーン

主査：崎谷康文

2012年度は2回の会合を開催し、京都市における景観保護の現状等について研究した。

◆第9小委員会：朝鮮通信使遺産

主査：三宅理一

・「朝鮮通信使日韓ネットワークングシンポジウム」への参加

釜山文化財団主催で、日韓の朝鮮通信使関係者を招聘し、朝鮮通信使ユネスコ世界文化遺産登録のためのシンポジウムが実施された。主査三宅が日本イコモスの取り組み等について発表を行った（2012年10月19日 釜山広域市役所）。

＜シンポジウムの目標＞

- ・ユネスコ登録に向けて朝鮮通信使の価値を再証明
- ・朝鮮通信使の世界文化遺産登録を通じた釜山文化のブランド化
- ・日韓共同推進を通じた平和と交流のパートナー関係の持続

＜釜山側の今後の推進方向＞

- ・朝鮮通信使歴史文化遺産のユネスコ登録のための国内外の与件助成
- ・世界遺産登録基準である完全性、真正性、普遍性等の価値確認
- ・世界文化遺産として朝鮮通信使の海の路を多角的な観点から眺望

韓国側、特に釜山を中心とするグループが朝鮮通信使遺産のユネスコ世界遺産化に大変積極的に動き、日本側の朝鮮通信使縁地連絡協議会（事務局：対馬市）、その他の地域団体と密な接触を保つ。

◆第12小委員会：技術遺産

主査：伊東 孝

6月14日と7月13日に、産業考古学会と合同で会合を開いた。「技術遺産」「産業遺産」概念や、産業考古学会と日本イコモスとの間の産業遺産の保存修復方法や稼働遺産に対する考え方の相違点、共通点等について議論、検討を行った。

◆第13小委員会：眺望遺産

主査：赤坂 信

2011年12月のイコモスのパリ総会で受諾された富士見坂からの眺望の保全に関する決議(Resolution 17GA 2011/21- Vista of Mount Fuji)は、ICOMOSのホームページには公開されていたが、約半年後には住友不動産、東京都知事、日暮里富士見坂のある荒川区、隣接する文京区、眺望線の通る台東区、豊島区、新宿区の関係区長宛てに、パリ本部からアロウズ会長名で郵送された。ところが2012年夏になって、富士見坂の真下に位置する不忍(しのばず)通りの文京区側に、富士山への眺望を完全に遮るマンション建設が計画されていることが判明。9月に着工され、今も工事が進んでいる。こうした状況に至った経緯と今後の対策を明らかにすべく、文京区、荒川区の各区長に対し日本イコモスとして面会を要請している。これまでに文京区、非公式には荒川区、東京都の担当課長と会い、事情を聞いている。眺望問題は、異なる自治体にまたがる性格上、首長クラス判断が必要とされる。近日中に荒川区の副区長と公式に会うことになっている。

◆第14小委員会：20世紀建築

主査：荻谷勇雅

京都市で進められている京都会館再整備事業について、20世紀建築に関する国際学術委員会ISC20Cより、京都市長宛に意見書が送付された。そのなかで、20世紀の日本における最も重要な建築家のひとりである前川國男の代表作品の一つとして京都会館の文化財としての重要性を位置付けたうえで、現在、京都市が再整備計画に示す建て替えは、文化財としての価値に対して「取り返しのつかない害を及ぼし、美と調和を破壊する」として危機遺産警告(Heritage Alerts)を発令する可能性が示唆された。また、この件に関し日本イコモス国内委員会には各方面から様々な御意見、情報が寄せられた。こうした状況を受け、リビング・ヘリテージとしての20世紀建築の保存・継承に関する課題を検討するグループとして、第14小委員会が設置された。

質問状の送付に始まり、現在も議論が続いている。11月にはシェリダン・パークISC20C委員長、京都市関係者、小委員会メンバーらで現地視察も行った。

5. 世界遺産条約特別委員会報告

主査：岡田保良

2012年度は6月、7月、9月に、研究会を開催した。

6月の研究会は、2月に外務省が主催した「世界遺産条約40周年に関する国際専門家会議」の報告、および3月にユネスコが開催した「文化遺産の完全性に関する国際専門家会議」の報告等が行われた。7月の研究会では、京都会合成果文書へ貢献を念頭に「持続可能な発展と文化遺産保全」について議論を行った。9月の研究会は、成果文書作成に際した「日本イコモスによるコメント」を8月に外務省へ提出したこと、各プレ会議の準備状況等の進捗状況についての情報共有の場とした。

以上、2012年次のイコモス日本国内委員会の諸報告は、総会参加者一同の拍手をもって、承認された。



審議事項

1. 2012年次会計報告

日本イコモス国内委員会 2012 年次会計報告（2011 年 12 月 2 日～2012 年 11 月 30 日）が、渡邊会計担当理事より、別紙の通り（本紙 20 頁参照）報告された。

2. 2012年次会計監査報告

別紙会計報告の通り、間違いのないことを確認した旨、崎谷監事より、会計監査報告がなされた。

以上、2012 年次の会計報告および会計監査報告は、総会参加者の拍手をもって、承認された。

3. 第9期（2013～2015年）役員の選出

次の第9期（任期 2013～2015 年）の理事、監事などの役員人事について、午前中に開催された第4回拡大理事会での審議を受け、下記のような提案がなされ、総会参加者の拍手をもって、承認された。

日本イコモス国内委員会 第9期（2013-2015）役員一覧

役 員	氏 名	期
委員長	西村 幸夫	2期目
副委員長	荻谷 勇雅	2期目
	前田 耕作	2期目
	岡田 保良	1期目
理 事	杉尾 邦江	3期目
	鈴木 博之	3期目
	尼崎 博正	2期目
	稲葉 信子	2期目
	岸本 雅敏	2期目
	宗田 好史	2期目
	山田 幸正	2期目
	内藤秋枝ユミイザベル	1期目
	岡村 勝行	1期目

	友田 正彦	1期目
	花里 利一	1期目
	平澤 毅	1期目
	益田 兼房	1期目
	山名 善之	1期目
監 事	崎谷 康文	2期目
	杉尾伸太郎	1期目
事務局長	矢野 和之	
本部執行委員	河野 俊行	

4. 2013年次予算案

別紙の通り、日本イコモス国内委員会 2013 年次予算案が、矢野事務局長より提案された。

2013 年次予算案

1. 繰越金		7,382,882
2. 収入	2014 年分会費	3,700,000
	2013 年分未納分会費	1,480,000
	2012 年以前未納分会費	370,000
	2013 年分維持会員費	600,000
	2012 年分未納維持会員費	50,000
	2014 年分団体会員費	300,000
	助成金	0
	事業費等収入	0
	雑収入	0
	寄付金	100,000
	普通預金利息	1,000
	運用益	1,000,000
		7,601,000
3. 支出	ICOMOS 本部負担金	1,500,000
	会議費	300,000
	研究費	0
	渡航費補助	0
	INFORMATION 誌 編集・印刷費	1,400,000
	通信費	350,000
	事務用品費	100,000
	事務局人件費（交通費を含む）	1,200,000
	事業費	0
	法人化準備費	200,000
		5,050,000
4. 収支（収入－支出）		2,551,000
5. 2014 年度への繰越金		9,933,882

日本イコモス国内委員会2012年次会計報告(2011/12/2~2012/11/30)

I. 一般会計

1. 前年度より繰越	6,359,323	
2. 収入		
会費	3,559,888	
2007年度分	10,000	
2008年度分	20,000	
2009年度分	30,000	
2010年度分	50,000	
2011年度分	200,000	
2012年度分 ^{注1}	1,049,888	
2013年度分	2,200,000	
団体会員費		400,000
2012年度分	100,000	
2013年度分	300,000	
維持会員費		550,000
2012年度分	550,000	
寄付金		100,000
普通預金利息		823
雑収入		188,620
イコモス研究振興基金運用益等		964,483
小計	5,763,814	

3. 支出		
ICOMOS本部年会費	1,430,632	
一般: 40€×200人、35€×100人、33€×52人		
young: 20€×6人、団体: 210€×3団体 計 13,966€		
会費(総会・理事会・研究会 他)	298,717	
INFORMATION誌 編集・印刷費	1,350,300	
通信費	354,837	
事務用品費	49,934	
事務局人件費(交通費含む)	1,086,050	
慶弔費 ^{注2}	143,510	
雑費	16,275	
合計	4,740,255	
4. 収支(繰越金+収入-支出)	7,382,882	
5. 次年度への繰越	7,382,882	

II. 特別会計(助成金事業)^{注3}

1. 前年度より繰越	2,075,725	
2. 収入	100,000	
3. 支出		2,175,725
4. 収支(繰越金+収入-支出)	0	
5. 次年度への繰越	0	

III. 足達富士夫基金^{注4}

1. 前年度より繰越	5,009,330	
2. 収入	736	
利息	736	
3. 支出		588,724
4. 収支(繰越金+収入-支出)	4,421,342	
5. 次年度への繰越	4,421,342	

IV. 木の委員会支援基金

1. 前年度より繰越	3,001,480	
2. 収入	1,000,584	
利息	584	
寄付金(伊藤延男)	1,000,000	
3. 支出		0
4. 収支(繰越金+収入-支出)	4,002,064	
5. 次年度への繰越	4,002,064	

V. 資産保有状況

1. 口座残高(次年度繰越)		
ゆうちょ銀行口座	1,468,635	
みずほ銀行口座	5,914,247	
小計	7,382,882	
2. 基金		
足達富士夫基金(普通預金)	4,421,342	
木の委員会支援基金(普通預金)	4,002,064	
イコモス研究振興基金(豪ドル債券)	10,192,000	

注1 国際振込みの際の、為替レートの誤差。

注2 伊藤延男先生のGazzola賞受賞を祝う会の費用を一部負担した。

注3 東京倶楽部助成金は、日本イコモスの一般会計とは別会計だが、同じ口座で管理した。

注4 2011年11月発行の東日本大震災レポート制作費。

以上の通り報告します。

2012年12月7日 会計担当理事

渡邊 保弘
尼崎 博正

会計監査欄

2012年12月/日 監事

嶋谷 康文 嶋谷 啓



収入の部の寄付金は日本コントラクトブリッジ協会からのものであることが、矢野事務局長より追加された。支出の部の法人化準備費について、会場より質問があり、矢野事務局長より説明がなされた。

以上、2013 年次予算案は、総会参加者の拍手をもって、承認された。

5. 2013年次各国際学術委員会 (ISC) 活動方針

◆Analysis and Restoration of Structural and Architectural Heritage

ISCARSAH：花里利一、岩崎好規、坂本功、西澤英和

2013 年の年次委員会は、第 1 回が 7 月にポルトガルで開催される建築関係の国際会議に合わせて開催される予定。第 2 回は、秋に日本および韓国で『木』をテーマとして開催を計画する方向で検討している（現時点では、京都・奈良を想定）。すでに理事会承認を得ているが、日本での開催になれば、ISCARSAH として初めての開催になり、イコモス国内委員会関係各位に協力をお願いしたい。

◆Archaeological Heritage Management

ICAHM：岸本雅敏、小野昭

- 1) 考古学の関係者を日本イコモスの会員に迎える活動は、具体的に対象を絞っておこなう。とくに大学に属する中堅研究者と自治体の埋蔵文化財担当者の掘り起こしに努める。
- 2) すでにイコモスの会員である関係者に ICAHM の Expert Member への登録を勧める活動を行う。あわせて、Associate Member として参加できそうな会員への働きかけを引きつづき行う。
- 3) ICAHM は 2010 年からニューズレターを E-mail で配信することを始めた。日本イコモス事務局の協力をえて国内会員へ再配信してきたが、上記 (2) の活動を補完する意味から今後も継続する。

◆Cultural Landscapes

IFLA：杉尾伸太郎、石川幹子、大野渉、本中眞

2013 年の ICOMOS-IFLA 年次会合は、10 月 27 日

から 11 月 2 日までイコモスオーストラリア全国会議とあわせて、オーストラリアにおいて開催される予定。なお、2014 年にはフィレンツェで開催されるイコモス総会にあわせてイタリアにおいて年次会合が開催される予定。

◆Cultural Routes

CIIC：杉尾邦江、大野渉

2013 年の CIIC 年次会合は、パリにおいて 5 月ごろの開催にむけて準備が進められている模様。また、10 月 27 日から 11 月 2 日までイコモスオーストラリア全国会議とあわせて、アジアパシフィック地区 CIIC ミーティングが開催されることとなっている。なお、同時にイコモス文化的景観国際学術委員会 (ICOMOS-IFLA) の年次会合もオーストラリアにおいて開催されることになっている。

◆Risk Preparedness

ICORP：益田兼房、大窪健之、土岐憲三

これまでの課題解決にいっそうの努力が求められるが、世界的な地震活動の活発化の傾向を受けて、防災計画等の見直し活動等が急がれる。ICORP 総会はネパールで開催の可能性があるが、時期など未定である。

◆Stone

ISCS：石崎武志、西浦忠輝

- ・2013 年度は研究会等の開催を計画している。
- ・ISCS Meeting は勿論、国際シンポジウム等への積極的な参加に努める。

◆Vernacular Architecture

CIIV：山田幸正、大野敏

- 1) 2013 年次会議と国際シンポジウムの参加

先の 2012 年次活動報告にある通り、2013 年 CIIV 年次会議および国際シンポジウムは、ポルトガルで 10 月 16 日頃から 4 日間開催されることとなった。当該国際シンポジウム実行委員会の委員として参加する予定である。ほかに日本からの積極的な参加を期

待したい。

2) その他

現在、ヴァナキュラー建築の定義について議論が展開されている。多様な実態や状況が想定されるヴァナキュラー建築の定義は相当に困難であり、本来、定義すべきもののなかのなかどうかも含めて、日本国内でも議論をしたい。日本からも何らかの情報発信が求められることになると考えられ、この件について多くの方のご意見をいただきたい。

◆Wood

IIWC：渡邊保弘、土本俊和

2012年企画された第18回シンポジウムのテーマ“Updating the Principles”に関しては、“Principles (1999)”の更新は慎重かつ十分に吟味検討されるべきものであるとの日本会員の判断で、再度同様なテーマにおけるシンポジウムの日本開催を提案し、了承された。また併せてこのシンポジウムのためのOrganizing CommitteeとScientific Committeeが組織され、前者の委員に土本と渡邊が就任し、後者の会長に伊藤が就任した。現在、2013年の10月前半の姫路での開催を企画立案中。

6. 2013年次各小委員会活動方針

◆第6小委員会：鞆の浦の問題

主査：益田兼房

2013年は、文化遺産の価値論の作業を進めるとともに、状況を注意深く観察しつつ、変化に臨機応変に対応する必要性がある、と考えられる。

◆第7小委員会：白川郷・五箇山地区交通問題等

主査：西村幸夫

白川郷荻町の観光車両の乗り入れ禁止の動向を見極め、こうした方向に住民の合意が形成されるように側面支援をおこなう。せせらぎ駐車場周辺の違法な私設駐車場問題に関しては、2012年度に発出した白川村長に対する申し入れ書への対応を注視し、必要な追加策を準備する。また、南砺市と白川村はいずれも世界遺産マスタープランを作成済みであるこ

とから、同プランの実施状況をチェックし、必要な応援策の検討を行う。

◆第8小委員会：バッファ・ゾーン

主査：崎谷康文

2013年度は、文化遺産の周辺環境の広域的・空間的な保護の在り方について、さらに課題の整理を行うつつ、研究会を開催する。

◆第9小委員会：朝鮮通信使遺産

主査：三宅理一

「朝鮮通信使日韓ネットワークシンポジウム」(2012年10月19日、韓国)を受け、2013年1月に研究会を実施予定。小委員会の方向について議論、メンバーの拡充をはかる。

◆第12小委員会：技術遺産

主査：伊東 孝

1月に「技術遺産小委員会」を開催予定。産業考古学会の清水憲一先生より、①産業遺産の保存活用ガイドライン、②用語問題(英邦訳)について、報告がなされる。あわせて、「TICCIH 台湾 2012」の報告も行いたいと考えている。

◆第13小委員会：眺望遺産

主査：赤坂 信

2011年12月にホームページにも公開され、パリから送付された眺望遺産に関するresolution paperの第3パラグラフには、「最後に残った富士山への眺望を守るためのガイドラインを作ることを支援するために、私たちはイコモスの会長が日本イコモス国内委員会および国際学術委員会と協調して、開発業者と必要な責任官庁にコンタクトを取ることを求める」とある。富士見坂からの眺望が妨げられるという不測の事態は、今回の不忍通り沿いのマンションが、仮に建設中止になったとしても、その背後(もしくは前面)にまた眺望を遮るものが建ってしまう危険性はいくらでもある。それだけに関係する区が相互に眺望保全のガイドラインの早急の作成が求め



られる。いずれ resolution の送付先がどのようにこれに対応したかは、パリへ報告すべきだと考えている。今後、関係の区長との面会を求めている。

その他

西村委員長より、以下の2点について補足された。

1. ICOMOS規約の改定について

現在、ICOMOS 本部では規約を改正すべく作業が進んでいる。組織のガバナンスの明確化、財政改善のしくみ、英仏2か国語による表現の統一などが主たるテーマとなっており、イコモス会員全員に対して意見の聴取が行われている。理事会としても、河野・岡田・内藤秋枝の各氏を中心に検討し、国内委員会としての意見を本部に送る予定である。

これに対して、伊藤延男顧問より、この問題は非常に重要であり、国際社会への貢献として、日本からぜひきちんとした意見を言うべきであり、多くの会員が参加して日本の潜在力強化につなげてほしい旨、発言があった。

2. 日本イコモスユース会員について

要望等を受け、日本イコモス独自の会員区分として、ユース会員の枠を新たに試行的に設けたい。具体的な内容については拡大理事会等で検討しているが、当面、修士課程の学生などの若手人材を対象に参加候補・希望者の人数等を把握したうえで、本部登録はせず、インフォ誌などの国内的な情報提供等を中心に、実費2,000円で、試行的に運用することとする。今後、ICOMOS 本部の組織改革も見極めたうえで、規約改正を含めた正式な提案を総会にお諮りすることも想定している。

(記録：山田幸正)



総会の模様



総会後には研究会「世界遺産条約40周年関連事業総括」が行われた。



研究会のディスカッションの様子

木の委員会 (IWC)

グアダハラ・メキシコ会議報告

渡邊保弘

木の委員会 (ICOMOS International Wood Committee) 第18回シンポジウム及び会議がメキシコ中西部に位置するハリスコ州の州都グアダハラにおいて2012年11月14日から17日にかけて開催された。シンポジウムは「木造建造物保存のための原則の更新：修理若しくは取替 (Updating the Principles of Wood Structures Conservation: Repair or Replacement)」とのテーマでメキシコイコモスとの合同主催として開催され、19名による発表と各質疑が3日間に渡り行われ、日本からは伊藤延男先生 (名誉会員)、土本俊和先生、渡邊が出席し発表を行った。シンポジウムの後に役員改選を含む会合が開かれ、会長はイタリアのタンボーネ氏が再選され、事務局長にはメキシコのマルティネス女史が新たに選任され、渡邊は Board Member に再選された。最終日の17日にはハリスコ州タバルパにて修理された教会と町並みの視察が行われた。

シンポジウムのテーマの主題となった“Principles”は、「歴史的木造建造物保存のための原則 (1999) / “PRINCIPLES FOR THE PRESERVATION OF HISTORIC TIMBER STRUCTURES (1999)”」(以下“PRINCIPLES (1999)”) で、1999年のメキシコ ICOMOS 総会 (General Assembly) に IWC より提出され同総会



写真1 シンポジウム：オープニングセレモニー



写真2 シンポジウム：参加者

にて採択された。IWC によるこの“PRINCIPLES (1999)”はヴェニス憲章やバラ憲章その他イコモスの活動の基本理念となる理論のもとに、歴史的木造建造物の保存における建造物の調査や記録、保存措置、修理や修理の際の部材の取替え、保存林、現代の材料と技術、教育等についての実際 (実務) に向けての根本原則を定めたものである。この原則の作成は日本に1989～90年にかけて滞在し、“Architectural Preservation in Japan (IWC, 1994)”を上梓されたノルウェーのラルセン博士が主体となって進められたもので、解体修理や部材の取替えを行う日本の建造物の保存修理法を肯定的に捉えた内容となっており、日本としてはこの肯定的な原則の基本的な更新の必要性をむしろ望むものでは無く、あるとすれば細則程度のものであった。

イタリアのタンボーネ IWC 会長が初日の発表に於いて、副題の“Repair or Replacement”に対して、修理における部材の取替えに批判的な見解を示され、シンポジウムの先行きが懸念された。

伊藤先生は“PRINCIPLES (1999)”の成立までの経緯を、1970年代のラルセン博士との出会いや、博士が日本に滞在し日本の保存修理法をヴェニス憲章に照らし合わせ注意深く吟味された事にまで遡って紹介およびその普遍性について言及され、併せて日本の地震や高温多湿な自然環境、それらが木造建造物に与える不可避な劣化、日本での劣悪な環境に対する古代から現代にいたる中での約300年の周期的単位で行われた大規模な修理、その単位内で行わ



写真3 タバルバ視察：修復された教会
傾いた日干煉瓦の壁体を方杖群で総体的に立て起こし修復。小屋、天井は木造で材料は新規。

れた小規模修理の歴史的事例を紹介され、解体を伴う大規模修理や屋根替え等の材料の取替えを伴う小規模な修理の周期的な必要性を述べられた。また更に“Remarkable Wordings”として種々の用語の解釈を取り上げられた。その中で日本の「修理」工事を“Conservation”や“Restoration”ではなく“Repair”との概念でラルセン博士が捉えておられるとの紹介には興味深いものがあつた。最後に(日本にとっては十分に満足されるが)“PRINCIPLES (1999)”の更なる普遍的な整備を目指す議論が望まれるとされ発表を締めくくられた。

“Preservation”、“Conservation”の概念、その両概念の区別が日本語にはない事、“Restoration”に対する現代の西欧に於ける否定的な考え方が上述のラルセン博士の著書に述べられている。“Repair”については同書で、歴史的建造物の保存(preservation)を目的とした場合、同質の部材と伝統的技術によって劣化部分に限る部材の取替えを行い、建造物を健全化させる“Repair”は今日最良の方法であり、日本はその確たる技術を歴史的に備えていると指摘されている。

土本先生は博士課程の奥恵理香女史との共同発表として、長野の山村の文化財を含めた伝統的な建造物群とその地特有の建築用材に注目し、その維持や保存修理の為の取替え材(Replacement timber)として不可欠な地元の特有建築用材の入手が容易ならざる現状を一例として紹介され、オーセンティックな材料の保持が困難な歴史的建造物保存維持の将来に

対する懸念を示された。

渡邊は、近年の日本の保存修理における部材の補修について、副題である“Repair or Replacement”に対し、二次的な構造補強による補修事例(腐朽および折損部材を、鋼材等を用いて補強維持する最新の技術的措置)と、腐朽等の交換が不可避な事例の修理を共に紹介し、安易な部材の取替えを避けた修理が慎重に行われている現状を説明し、部材取替えの共通な基準の確立を提唱した。

シンポジウムはメキシコイコモスとの共催であつた為か発表内容はいささか多岐にわたり、テーマに対する討論は行われなかった。シンポジウムの後に開かれた会議では、2013年以降継続的に、「原則」の「更新」に対する発展的な会議が開催される必要性が論じられ、2013年の会合は日本で開催される事が決



写真4 タバルバ視察：修復された病院(教会付属)
教会に矩の手状の病院が接続。古代寺院の僧坊を想起させる外観。



写真5 タバルバ視察：修復された病院(教会付属)
棟木を束立ての肘木で受ける。大梁の中央に立つ束に取り付いた方杖の架構は冢叉首に似る。



写真6 タバルパ視察：中心街の木造の町並み。

定した。“PRINCIPLES (1999)”の成立は「奈良ドキュメント (1994年)」における「多様性に対する尊重」に負う所は大であるが、建物を解体し材料を取替える修理法に対しての批判 (拒絶) 的な見解は欧米では依然として根強いようで、休憩時には十分な話題となった。

批判的に受けとめる人々の国々の建築は、木材が建造物の主要な構成材でない場合が多く、そのような場合の修理意識の差異の認識も必要となる。今後は世界各国の伝統建築に占める木造 (全体、部分を問わず) とその保存修理を調査し、俯瞰的な視点から普遍的な原則の確立が急務となる。

最終日のタバルパでインディオの為にかつて建設され廃墟同然であった教会とその付属の病院の修復を視察したが、修復説明は倒壊寸前の日干し煉瓦の壁体の復旧が主体であった。小屋組や天井架構等の木部は新しいものであったが問題にもされなかったことを付記したい。



前野まさる 画



CIAV2012 アル・アイン会議報告

山田幸正

2012年次のヴァナキュラー建築に関する国際学術委員会の年次会議と国際シンポジウムは、2012年11月19日～21日の3日間にわたり、アラブ首長国連邦アブダビのアル・アインで開催された。アル・アインは、アラビア語で「泉」（定冠詞付き）の意味で、文字通り、大小7つのオアシスによって成り立っている。人口57万人ほどのアラブ首長国連邦のなかで第4番目の都市で、ペルシア湾沿いの首都アブダビから東方約160km、ドバイから南方約120km内陸に位置し、オマーンとの国境に接している。最初の国家元首の出身地として国内でも最も重要な都市に位置付けられており、折しも建国40周年を祝うイルミネーションや国旗が市内各地に飾られていた。また、砂漠地帯における人類の定住文化が新石器時代まで遡れるとして2011年、世界文化遺産に登録されている。紀元2500年頃の円形石造墳墓をはじめとする一連の遺跡群、現在も使われている井戸や灌漑システム、砦・宮殿・住宅など様々な土の建造物など17の構成遺産からなる。当該会議の会場も、カッタラと呼ばれるオアシス内で、かつての砦であった建造物をアートセンターとしてコンヴァージョンした施設で、近くではモスクや住居、倉庫などの復元・修復整備が今も進められていた。

国際シンポジウムは“The Place of the Vernacular



写真1 Al Qattara Art Center 内の会議会場

Built Heritage in a Rapidly Changing Context”をメインテーマとし、“Vernacular Architecture in UAE and the Arab Peninsula” “Vernacular Built Heritage in Arab and Islamic Cultures” “Theoretical aspects” “Education and training” “Rehabilitation and Development” “Adaptive Reuse of Vernacular Architecture” “Techniques” “Case Studies” の8つのセッションで3日間にわたり、ヨーロッパ、アフリカ、南米、中東、アジアなどのヴァナキュラー建築に関する計23編（うち4編欠席）の学術的な報告がなされ、その中に中国の上海同济大学からの参加者による山西省の洞窟住居についての発表があった。また、前回のパリ会議から問題提起されていたヴァナキュラー建築の定義と今後の展望について、事前にもメールを通じて若干の積極的な委員を中心に議論されてきたが、シンポジウムの2日目の午前に議論する時間を設けられた。様々な意見が出たが、総じて問題の所在や内容についてとらえ方や立場が異なり、議論が容易に収斂しないように受け止められた。なお、会議事務局からの報告によると、27の国家から77人が参加した。

会議中の昼休みなどを使って、会場となったアートセンターの建物を含め、近くに所在する数件の土の建造物を見学した。日干煉瓦や壁土に使用するスサを混ぜた土は我が国の土蔵などに使う塗土と同様、現場近くでしばらく養生する様子が見られた。また、出入口や窓のまぐさ、扉、雨樋、天井の根太や屋根、簡易な柵など、ナツメヤシの幹や葉が様々な形で使



写真2 3日目の昼食会場となった Sheikh Sultan bin Mohammed Al Darmaki Fort (1840年代初めの建設、1991年改修)

われ、当地における貴重な建築用材となっていることを実感できた。そのナツメヤシは、オアシス内を土堀で区画された中に規則的に植えられ、アフラージ aflaj (単数形フラージ flaj) と呼ばれる伝統的な取水システム (ペルシアや中央アジアなどではカナート、カレーズ、北アフリカではフォッガラ) につながる水路によって灌漑されている。オアシスを流れる水路の水は想像以上に滔々と豊かで、ぬるま湯のように暖かかった。ただ、道路網整備などで市街地が飛躍的に拡大したなか、水資源にかなり負荷がかかっていることが想像され、伝統的な灌漑システムを今後どのように維持していくか、重大な課題となっているのではないかと懸念された。なお、筆者は都合で参加はできなかったが、22日から23日にかけてアル・アインの世界遺産を構成する計11サイトをめぐるポストツアーが実施され、19人が参加した。

第12小委員会「技術遺産」活動報告

伊東 孝

第12小委員会は2010年に立ち上がったが、活動を開始したのは2012年の6月であった。会は、産業考古学会 (JIAS: Japan Industrial Archaeology Society) との合同検討会として開始された。2年間のブランクがあったのは、JIASではすでに「産業遺産の評価・保存・活用ガイドライン策定ワーキング・グループ」(以下WG)の検討会がはじまっており、筆者自身が、そこでの委員長も兼ねていたことによる。まずはJIASのWGで産業遺産についての検討をおこない、それを踏まえて「技術遺産」を検討すればよいと考えたからである。

しかし2012年の3月、内閣府の「稼働資産を含む産業遺産に関する有識者会議」が新聞報道されたり、前年「ICOMOS-TICCIH 共同原則」が発表されたことなどから、日本ICOMOSにおいても小委員会の開始がうながされた。そこで考えたのが、日本ICOMOSとJIASとの合同検討会である。JIASではまだまとまった成果はでていないが、共同でおこなう方が話が早いし、二重手間を避けられると考えたからである。

小委員会は、いままで3回おこなわれた。第一回は2012年6月14日、第二回は7月13日。第3回は9月に予定されたが、報告者を決めかねているうちに、筆者が手術で入院したことやTICCIH台湾などがあり、今年の1月24日におこなわれた。

1. 第一回「小委員会の趣旨とJIASの経緯と取組み」

「技術遺産」小委員会立上げの趣旨説明と会の開催に至った理由を、筆者から説明した。なぜ「産業遺産」ではなくて、「技術遺産」なのか。英語では、Technology Heritage。

「技術遺産」としたのは、筆者が委員をしている岩国市の「世界文化遺産専門委員会」との関係がある。2008年に岩国市で錦帯橋に関する国際シンポジウム



を開催したとき、シンポジストの仏人ミシェル・コット氏より、日本イコモスで「技術遺産」の検討会を提案された。コット氏は、スペイン・ビルバオにある可動橋：ビスカヤ橋の世界遺産申請書の作成者である。科学技術史家であるコット氏は、建築と構造物とは本来ちがいががあるので、世界遺産の範疇に「技術遺産」を別途設けるよう世界遺産委員会に提案しているという。日本イコモスでも別途「技術遺産」検討会が設置されれば、動きのひとつになるという。

わたし自身、建築と土木、そして産業遺産は、微妙なちがいがあって思っているもので、よい機会と思い、「技術遺産」小委員会設置の提案をしたのである。なぜ Engineering Heritage といわないのか、という疑問も含めて。

問題提起として、清水憲一 JIAS 理事から「産業遺産の世界遺産登録と保存のあり方」が出された。産業遺産は、「遺跡・遺構・遺物」とは異なり、稼働施設であること、産業遺産をどのように修復・保存していくか、共通のルール＝ガイドラインが存在しないことなどが、指摘された。あわせて JIAS での WG の経緯と取組みが紹介された。

以上を受けて、さまざまな発言がなされた。

2. 第二回「稼働中の産業遺産に対する日本イコモスと JIAS との相違」

清水 JIAS 理事から、配布資料をもとに以下の問題提起がなされた。

- (1) 日本イコモスへの疑問
- (2) 文化財保護法における産業遺産の扱い
- (3) 近代化遺産の「近代化」について

以上を受けて意見交換がなされた。清水 JIAS 理事から、用語の定義や訳語について明確にしたいとの提案がなされた。

3. 第三回「用語問題」

最初に、種田 JIAS 理事から、TICCIH 台湾の報告がなされ、アジアネットワークの提案のあったことが紹介された。台湾では、今回の会議準備のために、建築や都市を中心とする研究者グループによる

あらたな学会が設立されたことや官民あがての協力のあったこと、産業遺産の利活用がよい形で進んでいることなども報告された。

問題提起は、前 2 回に引き続き清水 JIAS 理事からなされた。用意された資料は、用語と評価基準であったが、用語問題で活発な討議がなされ、評価基準は次回に持ち越された。

用語問題は、(1) 文化財保護法の用語、(2) 国内の諸文献、(3) 英邦対照の 3 つの側面から紹介された。

議論を通じて、用語問題は、単なる学術的な定義ではなく、行政の歴史的・組織的な背景もあることも指摘され、奥深いことが示唆された。



前野まさる 画

第15回TICCIHコンgress(台北・2012)報告

王 新衡

1973年に結成された国際産業遺産保存委員会(the International Committee for the Conservation of the Industrial Heritage、以下「TICCIH」と略称)は、産業遺産保全・産業考古学の研究などを目的とした国際団体である。2000年以降、ICOMOSの産業考古学に関する正式な専門的アドバイザーとして、産業遺産の世界遺産登録にあたっての視察・評価を行っている。即ち、TICCIHは産業遺産を研究・保全する世界で最も重要な国際団体と言える。3年に一度開催されるTICCIHの本会議は、世界中の産業遺産保全・産業考古学の研究者や学芸員、有志者が参集し、産業遺産の情報・研究を交換する国際会議である。



写真1 TICCIH本会議の様子(写真提供:TICCIH Congress 2012 準備委員会秘書処)



写真2 西村幸夫教授の提言の展示パネル(写真提供:台湾歴史資源経理学会)

2012年11月4～11日の間で、アジアで初めてのTICCIH本会議は「ポスト植民地時代と産業遺産の再説明(Post-colonialism & Reinterpretation of Industrial Heritage)」をテーマとして台北市で開催された。本会議では中原大学林曉薇教授がコーディネーターを務め、イギリスのNeil Cossons 卿、アメリカTICCIHのPatrick Martin 会長、日本産業考古学会の伊東孝会長、台湾の成功大学の傅朝卿教授が基調講演を行った。次に、本会議で20カ国以上からの学者らが80余の論文を発表し、「世界遺産を目指す産業遺産」と「産業文化遺産のデジタル保存」の題名で二つの国際ワークショップも開催された。

また、初めてアジアで開催された本会議の重要性を強調するために、「アジア産業遺産の地域連携」フォーラムを行い、アジア産業遺産保全のネットワークについて討議した。さらに、市民参加と保存意識の促進のために、オブショナル・ガイドツアーに合わせ産業遺産展示は旧台北酒工場(現華山1914創造文化園区)を中心に各地で行われた。

最後に、TICCIH委員会を通じて傅朝卿教授が起草した《台北アジア工業遺産宣言》が本会議で発表された。この宣言の概要は以下である。①産業革命の前後の産業遺産・関連遺産・産業景観を重視する。②産業遺産と民衆・国家との関連性を強調し、市民参加による産業遺産保全を促す。③植民時代におけるアジアの近代化を強調する。④産業遺産の有形・無形の価値を重視する。⑤産業遺産の核心的価値と真正性を重視する。⑥国際協力の必要性を強調する。つまり、この宣言で欧米と異なるアジア産業遺産の特徴を提示し、遺産が危機に陥らないための国際協力の重要性が強調されたと言える。また、アジアの産業遺産の保全を推進するために、TICCIHはアジアの産業遺産の国際協力のネットワーク構築を企画している。今後、産業遺産の保全運動を通して、東アジアの国際交流も期待できるだろう。



青森市小牧野遺跡の保護に関する条例について —遺跡と緩衝地帯の一体的保護—

崎谷康文

小牧野遺跡は、青森市に所在する、環状列石を特徴とする縄文時代後期の遺跡であり、世界遺産登録の候補となっている「北海道・北東北の縄文遺跡群」の資産の一つである。

平成 24 年 12 月 25 日に「青森市小牧野遺跡の保護に関する条例」が公布され、平成 25 年 4 月 1 日から施行される。この条例の内容を紹介し、意義について考えたい。

1. 小牧野遺跡に関する経緯

小牧野遺跡の最初の調査は、平成元年に青森山田高校の葛西勸教諭と高橋潤教諭の指導により、青森山田高校考古学研究会の生徒が行った。(青森山田高校考古学研究会「燃糸文第 17 号」青森市小牧野遺跡調査報告 1989) これが引き継がれ、平成 2 年から青森市教育委員会による発掘調査が行われている。

小牧野遺跡は、平成 7 年に史跡に指定されている。

平成 24 年 3 月、小牧野遺跡保存管理計画が策定された。

2. 北海道・北東北の縄文遺跡群について関係自治体の合意

「北海道・北東北の縄文遺跡群」を構成する資産について各自治体が合意した方針がある。まず、資産と緩衝地帯の設定についての基本的な考え方は、次のとおりである。

- ①特別史跡及び史跡指定範囲を資産（プロパティ）とする。
- ②資産を保護するため、必要な範囲を緩衝地帯として設定する。景観については、周辺景観に「縄文の雰囲気」が求められ、そのために必要な範囲をも緩衝地帯とする。
- ③緩衝地帯とする範囲
 - ・開発行為、自然災害による掘削、浸食、斜面の崩落等の地形の改変等によって資産に影響を及ぼす

可能性がある範囲（資産と連続する地形、低湿地遺跡の場合は水源・水脈など）

- ・資産の価値を理解し保護を促進するために縄文の雰囲気が求められる範囲（資産と視覚的に不可分な範囲）
- ・資産の価値を理解し保護を促進するために必要な施設（ガイダンス施設、便益施設等）
- ・資産を包含する周知の埋蔵文化財包蔵地（遺物の散布や旧地形が確認されている場合が多く、資産の保護には有効）

緩衝地帯の境界設定の留意点として、山の稜線、丘陵、河川などの自然的な地形、道路、地籍境界、行政界等が掲げられている。

次に、資産の保護と緩衝地帯の規制の方法は、次のとおりである。

- ①資産は、文化財保護法による特別史跡又は史跡に指定され、現状変更等が制限される。
- ②緩衝地帯は、都市計画法、景観法、森林法、農業振興地域の整備に関する法律等の土地利用に係るさまざまな法令により土地の形質変更等の行為が制限されており、資産の保護や縄文の雰囲気に負の影響を与える可能性がある開発行為等が抑制されている。
- ③資産及び緩衝地帯における縄文の雰囲気になじまない既存の現代的要素は、可能な限り遮蔽、集計、撤去等により対応し、対応に相当の時間を要する場合は、将来的な考え方を包括的保存管理計画の行動計画に記載する。
- ④関係法令の許認可権者を保存管理体制の構成として、連携を図り、関係者に対し緩衝地帯の規制への理解・協力を求めるとともに、関係法令に基づき適切に対処する。

3. 条例の内容

- ①前文は、小牧野遺跡が、堤川から採取した多量の大石の運搬と設置、土地の造成など土木工事の実態を示す遺構であり、石を縦横交互に組み合わせた立体的かつ独特な外観がある、きわめて完成度が高い記念碑的構造物であること、陸奥湾、堤

川、八甲田の山並みを眺望する高台に位置し豊かな自然に囲まれていることなどから、小牧野遺跡を郷土の誇りとして深く認識し、遺跡のみならず周辺区域が価値を損なうことなく将来世代へ確実に引き継がれていくことを願い、この条例を制定するとしている。

②第1条は、条例の目的として、小牧野遺跡の保護に関し、保護すべき小牧野遺跡の周辺地域を指定し、市及び市民等の責務を明らかにすることにより、小牧野遺跡及びその周辺地域の保護の推進を図り、もって市民の文化的向上に寄与することを定める。

③第2条は、小牧野遺跡とは、文化財保護法に基づき国に史跡指定された史跡小牧野遺跡をいい、市民等とは、小牧野遺跡及び市長が指定する重要な保護区域の土地の所有者等とこれらの区域に滞在し利用し通過する者をいうと、定義を定める。

④第3条は、小牧野遺跡及び重要な保護区域の保護については、文化財保護法、森林法、道路法、農地法、河川法、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、景観法その他の法令及び条例に定めるもののほか、この条例に定めるところとする。

⑤第4条は、市長は、縄文時代の人々の土木工事や狩猟、採集、漁労等の日常生活に関する小牧野遺跡の遺構及び周辺区域の良好な自然環境を保護するため、重要な保護区域として指定するとし、その範囲が別図に示されている。別図に示されている範囲は、東側は、遺跡の外周のラインから約230mの荒川（堤川の上流）まで（漁労活動や石材の採集を想定）で、西側は、台地の分水嶺まで約100m、南側と北側も約100mである。西、南及び北側は、身近な森で狩猟や採取を行っていたと思われる範囲である。

⑥第5条は、市の責務として、小牧野遺跡の保存管理計画に関する施策のほか、遺跡周辺一帯に関し教育の振興、学習機会の充実、情報発信、学術研究及び民間団体等の活動への支援など、市民等の理解を深めるための施策を実施するよう努めな

ければならないと定めている。併せて、第5条は、条例の運用に当たり、関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならないことを定めている。

⑦第6条は、市民等が、遺跡周辺一帯の保護に努め、市の施策に協力するよう努めるべき責務を定める。第7条は、条例の施行に関し必要な事項を別に定めるとする委任規程である。

4. 条例制定の意義

①「北海道・北東北の縄文遺跡群」を構成する資産について各自治体が合意した方針では、資産を管理する自治体は、既存の法令による規制がある地域を緩衝地帯として設定するが、緩衝地帯の範囲は、世界遺産登録の申請書において明示されていればよく、改めて何らかの法的な手続きを取る必要はない。しかしながら、小牧野遺跡を管理する青森市は、緩衝地帯の範囲を条例により定めて、資産と一体的に守るべき地域を重要な保護区域として明示することとした。

②この条例は、文化遺産の緩衝地帯について、重要な保護区域と定義した上でその範囲を明確に示したものであるから、市民等に対し、文化遺産と周辺地域の保護が一体的に行われるよう協力するよう、自覚を促すものと評価できる。

③緩衝地帯の規制は既存の法令に基づき行われるので、新たな規制はないが、緩衝地帯について文化遺産の保護という視点が付加されるので、緩衝地帯が遺跡と一体的に保護されるべきことを担当者や関係者に周知させ、現状の規制が適切に行われることを担保し、また、文化遺産の保護と相いれない考え方で規制が緩和されるようなことについての歯止めとなることが考えられる。

④小牧野遺跡及びその周辺の土地の形態や利用状況が、既存の法令の規制を変えずに、この条例による緩衝地帯を設定することを可能にしたものであるが、青森市が関係者の理解を得てこのような条例を作成したことは、文化遺産の保護にとって先駆的な意義があるものと考えられる。今後の動向に注目したい。



武力紛争の際の文化財の保護に関する条約 (1954年ハーグ条約)政府間委員会報告

藤岡麻理子

1. はじめに

1954年に採択されたユネスコの「武力紛争の際の文化財の保護に関する条約（ハーグ条約）」は、旧ユーゴスラヴィア紛争の影響等のもと、1990年代に見直しが行われ、1999年には条約を補完するものとして第二議定書が採択された。第二議定書は2004年に発効したが、実際の運用は、2009年の第3回締約国会議において「第二議定書実施のためのガイドライン」（以下、「ガイドライン」）が採択されて実施手続きが定まったことをうけ、ようやく開始された。

第二議定書の実施を担うのは、締約国間で互選された12カ国からなる政府間委員会であり、さらにその準備の場として、議長、副議長、ラポルトゥールからなるビューローがおかれている。日本は条約と2つの議定書に加盟した2007年より委員会委員国、2008年から2012年まではビューロー構成国であった。筆者は、2010年11月の第5回政府間委員会以降、外務省派遣により、日本政府代表の一員として締約国会議、委員会会合、ビューロー会合に出席する機会を得ている。本稿では、日本ではまだ馴染みの浅い第二議定書の主たる制度を紹介しつつ、その運用の初期段階の状況について報告を行う。なお、締約国会議と委員会会合には、オブザーバーとして関連NGOも参加しており、ICOMOSからは、ICORPや本部事務局からの参加がみられた。

2. 強化保護文化財リストへの登録

第二議定書の中核といえるのが、より重要な文化財を国際リストに登録し、より厳格な国際的保護のもとにおくための仕組みである「強化保護(Enhanced Protection)」制度である。ハーグ条約本体にも同様の目的をもつ「特別保護(Special Protection)」制度があったが、制度上の不備もありほとんど機能していなかった。そのため、第二議定書ではそれを置き

換えるようにして、強化保護制度が導入された。

第二議定書締約国は、自らが管轄または管理する文化財のうち、(a) 人類にとって最も重要な文化遺産であり、(b) その特別な文化的、歴史的価値を認め、かつ最高水準の保護を確保する適当な立法上および行政上の国内措置により保護されており、(c) 軍事上の目的で利用されておらず、かつそのように利用しない旨の宣言が行われているものについて、強化保護の付与を要請することができる。審査は政府間委員会で行われ、付与、不登録、情報照会、登録延期、のいずれかの判断が下される。付与が認められた文化財は、強化保護文化財リストに記載され、国際的に周知される。

上記三要件に係る判断基準はガイドラインに規定されている。(a) の人類にとって最も重要であることについては、「特別な文化的重要性をもつ」「唯一のものである」「その破壊が人類にとって取り返しのつかない損失である」という3つの指標が設けられ、いずれか一以上を満たすことが求められている。三指標の評価基準も示されているが、それらは世界遺産条約の登録基準をベースとしており、世界遺産である文化財は原則として、人類にとって最も重要という要件を満たすものとみなされることとなる。記録資料である文化財も、ユネスコのMemory of the Worldに登録されていれば、そのことが考慮される。(b) の国内措置としては、緊急時計画の策定、軍事訓練への文化財保護の導入、当該文化財に対する違反行為を罰するための刑事規則等が含まれる。ちなみに、強化保護文化財への攻撃やその軍事利用は、国際刑事裁判所規程との関係から、戦争犯罪ともなりうるものである。

2009年のガイドライン採択後、事務局の求めに応じ、5カ国から全12件の申請がなされた（アゼルバイジャン6件、キプロス3件、イタリア、リトアニア、ドミニカ共和国各1件）。アゼルバイジャンによる4件以外は、世界文化遺産についての申請である。第5回政府間委員会（2010年）では、そのうち、キプロスの3件（キロキティア／トロードス地方の壁画教会群／パフォス）とイタリアの1件（デル・モ

ンテ城)に強化保護の付与が認められた。アゼルバイジャンの6件の申請のうち4件とリトアニアの1件は情報照会、アゼルバイジャンによる2件の申請は審議延期となり、ドミニカ共和国は委員会前に申請を取り下げていた。

リトアニアの申請(ケルナヴェ遺跡)は、上述の登録要件のうち、(b)にかかる国内法が未整備であると判断された。情報照会となったアゼルバイジャンの4件の申請は、(a)については、世界遺産暫定リスト上の文化財かその一部であり、要件を満たすには情報が不十分とされ、(b)についても、国内措置は未整備であるとされた。(c)については、文化観光省副大臣の署名文書が提出されたが、この宣言は実効性の観点から、軍事当局が発するのが妥当との見解が複数国より示された。審議延期となったアゼルバイジャンの2件の申請(ゴブスタン岩絵群と文化的景観/城壁都市バクー、シルヴァンシャー宮殿、及び乙女の塔)については、(a)(c)は満たしているとされたが、(b)については、重要な情報が席上で示されたため、委員会は十分な検討ができななし、審議延期となった。

第6回政府間委員会(2011年12月)に際しては、リトアニアが前回情報照会となった1件について、アゼルバイジャンが前回審議延期となった2件について追加情報を提出し、それら3件が審査され、リトアニアの申請に対し、強化保護付与が認められた。アゼルバイジャンの2件の申請は、違反行為を罰するための刑事規則が不十分であり、また、消火栓等の緊急時に必要な設備の所在が地図中に示されていないことなどが指摘され、情報照会となった。

アゼルバイジャンはその後、ユネスコの担当官や政府間委員会議長を自国に招聘して議論を行うなど、取組みを継続しているが、国内法制度の改定は達成されていない。第7回政府間委員会(2012年12月)では、いずれの国からも申請がなく登録審査は行われなかったが、ベルギーが同年10月に強化保護申請を検討している文化財のリストを提出し、ドイツが2013年10月までに同様のリストを提出する予定であることが、事務局より報告された。

3. 国際援助の実施

第二議定書には、締約国による履行を支援するための国際援助の枠組みが定められている。国際援助は、援助の内容、財源、実施主体等の違いにより、ガイドラインにおいて「委員会による国際援助」「委員会を通じた締約国による技術的援助」「ユネスコによる援助」「二国間/多国間で直接的に締約国により提供される援助」「委員会による、武力紛争の際の文化財の保護に関する基金からの財政的およびその他の援助」の5つの形態に分類されており、これまでにそのうちの「武力紛争の際の文化財の保護に関する基金からの財政的およびその他の援助」が2件決定している。

「武力紛争の際の文化財の保護に関する基金」とは、平時にとるべき予防的措置や、武力紛争時または復旧時の緊急的、暫定的措置等の支援を目的として第二議定書によって設置が規定されている任意拠出の信託基金である。これまでの出資国は、エストニア、フィンランド、オランダ、スロバキアのみであり、きわめて限られた財源となっている。

最初の国際援助の申請はエルサルバドルが2011年6月に行っている。国内の5つの文化遺産への標章(ブルーシールド)の設置、それら地域でのワークショップ等の実施、および市民への意識啓発を行うために23,500ドルの援助が申請された。エルサルバドルは、1980~1990年代の内戦で文化財にも被害が及んだことからハーグ条約の履行を国家政策として進めているとのことであり、2000年と2008年にはUNESCO Participation Programmeの援助をうけ、同様の目的をもつ2つのプロジェクトが実施されていた。今回の申請案件はそれらに続く第3フェーズである。ビューローは決議案として、満額の23,500ドルの援助と援助対象措置を限定した13,500ドルの援助という2つの選択肢を用意していたが、第6回政府間委員会では大半の委員国が満額援助を支持し、23,500ドルの援助が決定された。

2012年12月には、マリより、「基金からの財政的援助」が申請された。国内の騒乱により危機にある博物館の所蔵品や遺跡内の遺物の保護がその目的であ



写真1 マリによるプレゼンテーション

る。目録作成、その対象とする博物館と文化遺産サイトにある重要な文化財の国立博物館への避難、国立博物館のセキュリティ強化、不動産の文化財の現場保存の確保を行うとし、40,500ドルの援助が申請された。緊急性に鑑み、ビューロー国間のメール審議のみで援助が認められた。なお、第7回政府間委員会席上ではマリよりプレゼンテーションがあり、被害状況等のスライドが示され、有形、無形の遺産がともに危機にあることが訴えられた。事務局からは、マリの文化遺産のための緊急基金等、ユネスコのその他の援助プログラムの状況も報告された。

4. ユネスコ文化関連条約間のシナジー強化

1990年代の第二議定書起草時から、世界文化遺産をハーグ条約による保護下にもおけるようにすることが重要視されていた。その方針は、強化保護の付与要件の規定を経てより明確となり、近年では、世界遺産リストと強化保護文化財リスト、およびハーグ条約とユネスコの様々な文化関連条約・プログラムの間のシナジー強化に関する議論が行われている。

強化保護は、運用開始時に12件の申請があったものの、その後は新規申請がみられない。また、これまでに5つの文化財が強化保護文化財リストに登録された一方で、「アラブの春」以降のアフリカや中東では、紛争や暴動の影響による文化財の破壊・損傷がやまず、「武力紛争の際の文化財保護」の達成は遠い。こうした中で、ハーグ条約への意識喚起や強化保護制度の普及と利用促進、特に世界文化遺産の強



写真2 第7回政府間委員会会場

化保護文化財リストへの登録促進が重要課題とされている。

第7回政府間委員会では、ベルギーより、法制度上のすり合せを目指した一試案が提示された。世界遺産条約の作業指針および推薦書書式の改定を通して、世界遺産条約締約国にハーグ条約への意識喚起を行い、強化保護申請を促すことがその意図するところである。ハーグ条約のリーダー国ともいえるオランダ、バンダリンユネスコ文化局 ADG、オブザーバー参加の ICOMOS などが支持する旨発言し、また請われて出席した世界遺産センター職員からは、提案は、書面にて世界遺産委員会のスキームに沿うようになされたいとの発言があった。ただし、たとえ今後、世界遺産条約作業指針が改定されても、遡及効果はもたないことから、決議では、第二議定書締約国に対し、自国の世界文化遺産への強化保護申請を検討するよう要請する文言が組み込まれた。

同会議では事務局からも、文化関連条約間の実務面での連携の状況について報告がなされた。各条約の事務局間の協働促進のため、ユネスコ文化局内に、Cultural Conventions Liaison Group (CCLG) を設け、定期報告、国際援助、キャパシティビルディング、情報管理、プレゼンス・パートナーシップの拡大、会議運営のロジ等に関し、協働の可能性を検討しているとのことである。また、シリアやマリの情勢にふれながら、特に、世界遺産条約、文化財不法輸出入等禁止条約、ハーグ条約の協調的取組みが重要であることが指摘された。

5. むすび

その他、第7回政府間委員会の議題には、アゼルバイジャンが、アルメニアとの間で領土問題が未解決の地域を念頭に提案した議題「占領地の文化財保護」が含まれていた。ハーグ条約では第一議定書が、もっぱら占領地の文化財の保護・尊重に充てられており、条約と第二議定書にも関連規則が定められている。アゼルバイジャンが用意した決議案は、それら規則の重要性に注意を促し、同時にユネスコ事務局長に対し、状況調査のため被占領地への代理人派遣を求めるものであった。ユネスコはこのアゼルバイジャンとアルメニアの問題には原則不干渉の立場であり、また各国も二国間の政治問題の持込みを嫌い、決議は場裏での調整を経て政治色を排したものとなった。そうした中で、オブザーバー参加のパレスチナとグルジアが占領地の文化財の保護という問題の重要性を強く主張する発言を行ったことは印象的であった。

2012年にはパレスチナとマリが新たに第二議定書に加盟し、また強化保護制度の運用も2010年から始まっている一方で、アフリカや中東の今まさに危機にある文化財や上述のような政治的にセンシティブな問題をはらむ文化財を護ることはできていない現実がある。マリへの国際援助が決定した数日後にも、トンブクトゥの遺跡がまたしても破壊されたことが報道されていた。また、そうした武力紛争下の文化財の危機が、メディアで報じられたり、国連決議の中で言及されたりしている中においても、ハーグ条約への関心はなかなか高まらないという現実もある。将来的には、条約間のシナジー強化が主張されるように、世界の文化遺産の保護のため、縦割りにとらわれず、いかに関連条約・プログラムを統合的に運用できるか、政府間組織とNGOが協力できるか等、既存の枠組みをうまく用いながら、新しい仕組みを構想し、実現させることが求められるのではないだろうか。

最後に、実際の武力紛争や政治交渉を前にして無力感を否めない感がある一方で、第二次世界大戦以前からこの問題に熱心であったヨーロッパのいくつ

かの国は、今や自国が武力紛争に巻き込まれる可能性がほとんどないとしながらも、ハーグ条約の積極的な履行を続けていることにふれておきたい。たとえば、これまでの会議ではイタリアとオーストリアがそれぞれ発議し、自国軍隊の文化財保護に関する訓令を紹介していた。これらの意識喚起に対し、各国からは履行モデルとなりうるそうした情報のオンラインでの共有を求める声が複数聞かれた。ハーグ条約は武力紛争時の文化財の保護・尊重を定めるが、その構造としては、軍隊への教育を含め、平時に必要な措置を講じておくことにより、万が一の場合の保護・尊重を確保するというものである。日本も一締約国として、また災害への危機管理の面からも、防衛省・自衛隊を含めた関連省庁やその他関連組織との連携に早急に取り組まなくてはならない。



前野まさる 画



インタビュー「ICOMOS 国際専門家往来」⑨

ウィレム・ウィレムス (Willem Willems)
ライデン大学考古学部学部長

インタビュアー：山内奈美子

Q1 今回の来日の目的は何ですか

百舌鳥・古市古墳群の世界遺産登録推進に向けた国際専門家会議に出席するために来日しました。

Q2 歴史的環境保全の分野での現在の関心事は何ですか

個人的には考古遺跡、地下遺構の保存管理に関して興味を持っています。そのままでは目に見えないものをどの様に扱うか、という問題です。地中に残された遺産の真の価値をどのように見える部分だけで表現させていくか、という課題への挑戦ですね。これについては、考え方も近年になって急激に変化をしてきており、これらについての倫理的ガイドラインなどの共通の理念の確立が求められていると思います。



ウィレム・ウィレムス氏

(Prof. Dr. Willem J.H. Willems)

ライデン大学考古学部学部長、オランダイコモス理事

(インタビュー:2012年12月16日ハイアットリージェンシー大阪にて)

考古遺跡については10年前と今では大きく変わっています。そもそも遺跡の発掘はアングロサクソンの発想に端を発し、西洋人があちこちに行っては、研究と称して掘り起こし、見つけたモノを「歴史的発見」として発表するというパターンだったものが、70年代頃からインドなどを含む「掘られる側」が「権利」について主張するようになってきました。同時に、世界各地でも純粋な学術的な問題にとどまらない課題について注視される傾向になってきたのだと思います。地元の人々の生活、原住民の問題など遺跡の存在する場所の社会全体に目を向けて、地域コミュニティを尊重することが求められるようになり、この傾向は好むと好まざるにかかわらず、逆戻りしていくことはないでしょう。

Q3 地元での活動の中心は何ですか

私はライデン大学では学部長をしており、残念ながら、現職は管理職でマネジメントの仕事が中心なので、その中から自分の研究の時間を割くのは至難の技です。その他にはいくつかプロジェクトがあり、ごく僅かではありますが、講義をすることも続けています。趣味はイコモスですね。この趣味にはかなり時間がとられていて、南アフリカ、ジンバブエ、ザンビア、フィンランド、中国、ペルー、日本と今年だけでもこれだけ行きました。

Q4 日本イコモスのメンバーにメッセージを

イコモスにはもっと考古学者の参加が必要だと思っていました。その点日本には考古学者のメンバーが多くいるようなので、嬉しく思いました。これはオランダよりも状況は良いと感じました。考古の専門家は、国籍を問わずつい自分のことばかりに没頭しがちですが、もっと互いに顔を上げて他の分野の専門家たちと積極的に意見交換し、情報交換をしていくべきだと思うのです。日本イコモスはこの点でも良く活動されているようなので、これからも更に活発な活動を行って欲しいと思います。有難うございました。

事務局日誌

(2012年11月11日～2013年2月5日)



- 11/14 明石書店より、『世界遺産を守る民の知識 フィリピン・イフガオ族の棚田と地域の学び』（関口広隆著）を受領。
- 11/20 臨時理事会を開き、日本イコモス第9期役員の選出について検討。
- 12/4 定例会議を開き、第4回拡大理事会、2012年度年次総会、研究会の内容等について協議。
- 12/10 [JAPAN ICOMOS INFORMATION] 第8期12号発行、会員に順次発送。
- 12/13 ユネスコ・アジア文化センターより、“ACCU news No.387”を受領。
- 12/15 日本イコモス国内委員会2012年次第4回拡大理事会、年次総会、研究会「世界遺産条約40周年関連事業総括」、懇親会を開催（於 東京文化財研究所地下1階会議室、セミナー室、ロビー）。総会には43名、研究会には55名が出席。
- プロヴディフ旧市街保存事業の事業報告書“Conservation of Monuments in the Ancient Plovdiv Reserve, Bulgaria” (ISBN 978-6549314014) を受領。
- 12/25 全国町並み保存連盟より、「町並みかわら版58号」を受領。
- 1/17 広報企画会議を開き、インフォメーション誌9期1号の編集方針を協議。
- 1/24 第12小委員会（技術遺産）第3回会合を開催。
- 1/29 日本ユネスコ協会連盟より、『世界遺産年報2013』を受領。

日本イコモス国内委員会 団体会員（代表者）

佐渡市（甲斐元也）

縄文遺跡群世界遺産登録推進本部（三村申吾）

百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議（松井一郎）

日本イコモス国内委員会 維持会員（代表者）

株式会社 尾田組（尾田芳信）

株式会社 鴻池組（薦田守弘）

株式会社 都市環境研究所（小出和郎）

株式会社 プレック研究所（杉尾伸太郎）

株式会社 文化財保存計画協会（矢野和之）

株式会社 トリアド工房（伊藤民郎）

「国宝松本城を世界遺産に」推進委員会（菅谷 昭）

西武建設株式会社（宮本文夫）

株式会社 小林石材工業（小林美和）

「善光寺の世界遺産登録をすすめる会」（加藤久雄）

株式会社 丹青社（渡辺 亮）

株式会社 ゴールデン佐渡（澤邊一郎）

（敬称略・順不同）

●日本イコモス国内委員会

【第9期 執行部メンバー】（順不同）

委員長	西村 幸夫
副委員長	岡田 保良
	苅谷 勇雅
	前田 耕作
理事	尼崎 博正
	稲葉 信子
	岡村 勝行
	岸本 雅敏
	杉尾 邦江
	鈴木 博之
	友田 正彦
	内藤秋枝 ユミ イザベル
	花里 利一
	平澤 毅
	益田 兼房
	宗田 好史
	山田 幸正
	山名 善之
監事	崎谷 康文
	杉尾 伸太郎
顧問	伊藤 延男
	坪井 清足
	石井 昭
	前野 まさる
事務局長	矢野 和之
本部執行委員	河野 俊行

【小委員会主査】

第一小委員会（憲章）	藤井 恵介
第四小委員会（世界遺産）	稲葉 信子
第六小委員会（竈の浦）	益田 兼房
第七小委員会（白川郷）	西村 幸夫
第八小委員会（バッファゾーン）	崎谷 康文
第九小委員会（朝鮮通信使）	三宅 理一
第十小委員会（彩色）	窪寺 茂
第十一小委員会（歴史的都市マスタープラン）	岡田 保良
第十二小委員会（技術遺産）	伊東 孝
第十三小委員会（眺望遺産）	赤坂 信
第十四小委員会（20世紀建築）	苅谷 勇雅

日本イコモスパートナーシップ参加施設

姫路城
仁和寺
彦根城・彦根城博物館
薬師寺
国指定重文 和田家（岐阜県）
毛越寺
厳島神社
国立西洋美術館
二条城
相倉民俗館 1号館、相倉民俗館 2号館、五箇山民俗館、
五箇山塩硝の家（富山県南砺市）
堺市博物館

■日本イコモス ISC メンバー表

○は、各 ISC の日本代表

委員会名	略称	委員
Analysis and Restoration of Structures of Architectural Heritage	ISCARSAH	○花里 利一・坂本 功・岩崎 好規・西澤 英和
Archaeological Heritage Management	ICAHM	○岸本 雅敏・小野 昭
Conservation/Restoration of Heritage Objects in Monuments and Sites	ISCCR	
Cultural Landscapes	IFLA	○杉尾 伸太郎・大野 渉・石川 幹子・本中 眞
Cultural Routes	CIIC	○杉尾 邦江・大野 渉
Cultural Tourism	ICTC	○宗田 好史・山内 奈美子・石井 昭
Earthen Architectural Heritage	ISCEAH	○岡田 保良・山下 保博・渡辺 邦夫
Economics of Conservation	ISCEC	
Fortification and Military Heritage	IcoFort	
Historic Towns and Villages	CIVVIH	○福川 裕一
Intangible Cultural Heritage	ICICH	○稲葉 信子・内藤秋枝 ユミ イザベル
Interpretation and Presentation	ICIP	○門林 理恵子
Legal, Administrative and Financial Affairs	ICLAFI	○河野 俊行・八並 簾
Mural Paintings	ISCMP	
Pacific Islands		
Polar Heritage	IPHC	
Recording and Documentation	CIPA	山田 修
Risk Preparedness	ICORP	○益田 兼房・大窪 健之・土岐 憲三
Shared Built Heritage	ISCSBH	村松 伸
Stained Glass		
Stone	ISCS	○石崎 武志・西浦 忠輝
Theory and Philosophy of Conservation and Restoration	ISCTC	○内藤秋枝 ユミ イザベル・西村 幸夫・赤坂 信
Training	CIF	○稲葉 信子・福島 綾子
Underwater Cultural Heritage	ICUCH	○荒木 伸介・池田 栄史
Vernacular Architecture	CIIV	○山田 幸正・大野 敏
Wood	IIWC	○渡邊 保弘・土本 俊和
Rock Art	CAR	○小川 勝・五十嵐 ジャンヌ
20th Century Cultural Heritage	ISC20C	○山名 善之

● ICOMOSとは

ICOMOSは、1964年に採択された「記念物と遺産の保存に関する国際憲章（通称ヴェネツィア憲章）」を受けて1965年に設立された国際NGOです。第1回総会は1965年6月にポーランドで開かれました。ユネスコをはじめとする国際機関と密接な関係を保ちながら、文化遺産保存に関する理論、方法論、科学技術の研究・応用、またユネスコの世界遺産条約に関しては、諮問機関として、登録の審査、モニタリングの活動等を行っています。各国の文化遺産保存分野の第一線の専門家や専門団体によって構成されており、2012年10月時点で、参加国は133カ国を数え、会員は12,000人以上にのぼっています。28の国際学術委員会を通じて様々な専門分野、テーマ別の活動が行われており、文化遺産の価値の高揚のための重要な役割を果たしています。

日本イコモス国内委員会は1972年にブタペストで開かれた第3回イコモス総会で承認され、関野克博士がその委員長に指名されました。1979年に規約を採択し、イコモス本部執行委員会での承認を経て正式に発足しています。国内の文化遺産保存技術を高め、様々な情報を収集・交換し、後継者への技術的訓練を行う一方、各国の委員会やパリ本部と協力して、世界の文化遺産の保護のための国際協力活動を担っています。2012年12月現在、会員378名、維持会員12団体、団体会員3団体によって構成されており、専門的な調査研究を行う11の小委員会を設置しています。年次総会のほか、年4回の理事会、研究会、来日外国人専門家との懇談会などの開催や会報の発行を行っています。



JAPAN ICOMOS/INFORMATION

Vol.9, No.1 11 MARCH 2013

日本イコモス国内委員会 委員長 西村幸夫

事務局長 矢野和之 編集 山田幸正

〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋 2-5-5 岩波書店一ツ橋ビル 13 階

株式会社 文化財保存計画協会 気付

Tel & Fax: 03-3261-5303 e-mail: jpicomos@japan-icomos.org

<http://www.japan-icomos.org/>

JAPAN-ICOMOS National Committee Secretariat

c/o Japan Cultural Heritage Consultancy

Hitotsubashi 2-5-5-13F, Chiyoda-ku, Tokyo 101-0003, Japan

Tel & Fax: +81-3-3261-5303 e-mail: jpicomos@japan-icomos.org

<http://www.japan-icomos.org/>